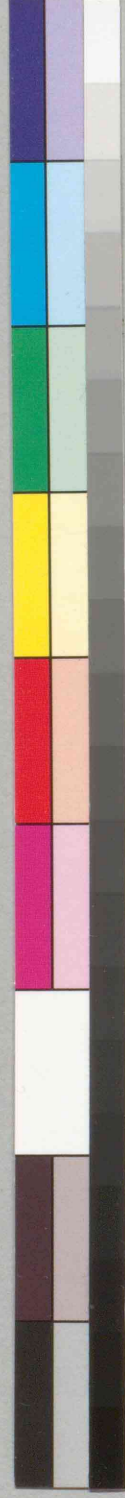


國政研究會

銀行國營ニ関スル世界趨勢 三

昭和九年六月



銀行國營に關する世界の趨勢 三

第二編 アメリカ

第十六章 銀の問題

國政研究會

6659

注意事項

- 資料は大切に扱ひましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008 番

第十六章 銀の問題

四五

一 在野における銀の産出額

四五三

二 銀塊相場

四五五

三 銀塊相場と一般物價の關係

四六一

四 最近の金銀比價

四六七

五 銀價暴落の原因

四六九

六 米國における銀の重要性

四七三

七 米國銀運動發展の跡

四七五

八 銀復位論者の活躍

四八九

(1) フーヴァー大統領名下における 第七十三

	議會に於ける銀の諸法案	四八〇
(A)	スチガール氏の銀買上法案	四八〇
(B)	バンクヘツド氏の銀買上法案	四八一
(C)	下院鑄貨委員會の分科會の起草したる銀買上法案	四八一
(ロ)	第七十三特別議會における銀の諸法案	四八三
(A)	ピットマン氏の銀價回復と目的とする三箇の法案	四八三
(B)	トーマス氏等の救農法修正による銀の規定	四八五
(C)	上院議員ホイラー氏の金銀複本位制提議	四九〇

い	國際經濟會議への提案	四九一
(A)	ホイラー氏の銀決議案	四九二
(B)	下院に提出された銀決議案	四九三
(C)	ピットマン氏の銀價回復に関する大案	四九四
(D)	モレー氏の銀問題の成果に関する警告	四九六
(E)	國際經濟會議に提出したる修正國際本位制	四九七
(F)	右の代案としての新決議案	五〇一
(G)	銀問題の決議	五〇四
九	ロンドンにおける銀の國際協定	五〇七
(イ)	國際協定の本文	五〇七
(ロ)	五箇國政府自國産銀買入高の割當	五二三

- い 銀國際協定に關する各方面の意向 五二四
- (A) ピットマン氏の禮讚 五二四
- (B) ロンドンにおける好評 五二五
- (C) インドの失望 五二六
- (D) メキシコの悲觀 五二七
- (E) 米國における銀生産業者の非難 五二八
- 一〇 其の後の銀復位論者の活躍 五二九
- (1) ピットマン氏の策動 五三〇
- (A) 銀價引上建議 五三〇
- (B) 銀の自由鑄造許可の進言 五三一
- (C) インド政府の銀國際協定批准に對するピットマン氏の祝電 五三二

- (D) 銀復位實現の努力 五三四
- (四) ボラー氏の銀の本位貨併用説 五三五
- (五) 西部諸州議員の銀の本位貨併用に關する意向 五三六
- (三) 下院議長レーニー氏の銀自由鑄造説と議會の大勢 五三八
-
- 一 銀國際協定の批准と聲明 五三九
- 二 銀の買上方法及買上價格 五三九
- 三 大統領の銀安定から金安定への期待 五三八
- 四 銀買上聲明に對する各方面の意見 五三九
- (1) ピットマン氏の大満足 五四〇

- (ロ) 下院議長レーニ氏の意見 五四一
- (ハ) ニューヨーク銀市場の動靜 五四二
- (ニ) ニューヨーク株式街の觀察 五四三
- (ホ) ロンドン銀市場の見解 五四四
- (ヘ) 上海市場への影響 五四五



- 一五 銀自由鑄造論者の大同團結 五四七
- 一六 キング氏の復本位制採用決議案提出 五五〇
- 一七 スチゴール氏銀十億弗買上案の提出 五五一
- 一八 弗價の平價切下に関する大統領の特別教書における銀問題並銀の輸出禁止 五五二
- 一九 木イラー氏の銀價吊上と目的とする修正法案 五五三

- 二〇 ピットマン氏の銀修正案 五五五
- 二一 財務省當局が銀市場調査 五五八
- 二二 銀思惑説の擡頭 五五八
- (イ) 銀相場の昇騰 五五九
- (ロ) 取引高の増加 五六〇
- (ハ) 輸出國から輸入國への轉換 五六二
- (ニ) 銀退蔵の増加 五六六
- 二三 トーマス氏の主張する銀復位案 五六九
- 二四 スクルーム氏の新銀法案 五七一
- 二五 フォーシンガー氏の銀買上法案 五七三
- 二六 銀の貨幣的用途擴大に関するランド氏の意見 五七五

二七 米國の銀政策の影響者と被りたる
支那の苦境 五七六

二八 銀準備による通貨發行法案 五七八

二九 銀による戦債受入法案 五七八

三〇 ダイス氏の農産物銀塊交易法案 五七九

三一 ホイラー氏の銀折衷法案 五八一

三二 財務長官の銀政策不変更の聲明 五八二

三三 財務長官の聲明に對する一部の觀察 五八四

三四 銀ブロックの教昇 五八五

三五 銀問題と政府と下院の對立 五八七

三六 ロヂヤース教授支那派遣に對する
上院銀ブロック議員の憤激 五八八

三七 出征軍人恩給及官吏減俸復活
案に關する大統領の敗北 五八九

三八 大統領二週間の休養と其の意義 五九四

三九 ダイス法案に對する上院トーマス氏の修正
と上院委員會可決 五九六

四〇 上院銀行委員會銀の思惑取引調査再開 五九七

四一 大統領と兩院有力議員との會見 五九八

四二 右會見後における銀論者の動靜 六一一

四三 上院銀ブロック議員と大統領の會見の
前哨戰 六一三

四四 第一次會見 六一七

四五 弗底落の對策として金の現送特許聲明……………六三一

四六 上院議員銀ブロックの分裂……………六三三

四七 銀論者新運動開始……………六三五

四八 銀ブロック議員に對する政府の挑戦……………六三五

四九 右派表により銀價の暴落と銀ブロックの動搖……………六三一

五〇 大統領漸くインフレ派を抑制……………六三三

五一 下院の強力が銀運動……………六三四

五二 大統領遂に銀問題對策と各黨領袖
に通達……………六三五

五三 グラス産業融資案に銀條項挿入……………六三六

五四 産業融資銀行法案及其の代案……………六三八

五五 全米商業會議所大會における

産業復興政策の賛否兩論……………六四二

五六 労働總同盟の反政府的態度……………六四七

五七 國家復興檢討委員會の
N.R.A攻撃……………六四八

五八 産業復興政策の成績……………六五二

五九 景氣回復の程度……………六五九

六〇 N.R.A下の米國の苦悶……………六六三

六一 政府の銀塊買付説の流布と大統領の否定……………六六七

六二 上院銀ブロック議員と大統領の第二次會見……………六七三

六三 上院銀ブロック議員と大統領の第三次會
見による銀問題の進展……………六七六

六四 右會見後における銀ブロック議員の意見

及銀市場の觀測

六七九

(イ) トーマス氏の意見

六七九

(ロ) アダムス氏の言明

六八〇

(ハ) ホイラー氏の言明

六八一

(ニ) ニューヨーク銀定期市場における銀塊相場

の昇騰

六八一

(ホ) ロンドン銀関係者等の觀測

六八三

六五、 財務長官と銀関係議員の銀法案

協談並大統領の言明

六八四

六六、 上院銀ブロック議員と大統領の第四次會見

六八六

六七、 銀法案に関する大統領の特別教書と

其の内容

六九〇

六八、 右教書に基く銀買上法案

六九六

六九、 銀買上法案による計算したる銀の

買上所要数量

七〇一

七〇、 右銀買上法案に對する不審の聲

七〇四

七一、 株式・銀塊及為替市場への影響

七〇六

七二、 銀買上法案に對する經濟學者の批評

七〇七

七三、 銀買上法案に對する専門家の批評

七〇八

七四、 銀買上法案に對する財務省側の見解

七三二

七五、 銀買上法案に對する歐洲金本位国の態度

七三六

七六、 銀買上法案の運命

七三七

七七、 大統領十五箇月間の名績

七四〇

第十六章 銀の問題

日清戦争後
銀貨の流通

日清戦争後、銀貨の流通が盛んになり、銀貨の需要が増加した。このため、政府は銀貨の発行を増やした。また、民間の銀行も銀貨の発行を始めた。これにより、銀貨の流通が促進された。しかし、銀貨の発行が増えるにつれて、銀貨の価値が下落する危険性がある。政府は銀貨の発行を抑制し、紙幣の発行を増やした。これにより、銀貨の価値が安定した。また、民間の銀行も紙幣の発行を始めた。これにより、紙幣の流通が促進された。このように、日清戦争後は、銀貨と紙幣の流通が盛んになり、貨幣の流通が促進された。

日清戦争後、銀貨の流通が盛んになり、銀貨の需要が増加した。このため、政府は銀貨の発行を増やした。また、民間の銀行も銀貨の発行を始めた。これにより、銀貨の流通が促進された。しかし、銀貨の発行が増えるにつれて、銀貨の価値が下落する危険性がある。政府は銀貨の発行を抑制し、紙幣の発行を増やした。これにより、銀貨の価値が安定した。また、民間の銀行も紙幣の発行を始めた。これにより、紙幣の流通が促進された。このように、日清戦争後は、銀貨と紙幣の流通が盛んになり、貨幣の流通が促進された。

日清戦争後、銀貨の流通が盛んになり、銀貨の需要が増加した。このため、政府は銀貨の発行を増やした。また、民間の銀行も銀貨の発行を始めた。これにより、銀貨の流通が促進された。しかし、銀貨の発行が増えるにつれて、銀貨の価値が下落する危険性がある。政府は銀貨の発行を抑制し、紙幣の発行を増やした。これにより、銀貨の価値が安定した。また、民間の銀行も紙幣の発行を始めた。これにより、紙幣の流通が促進された。このように、日清戦争後は、銀貨と紙幣の流通が盛んになり、貨幣の流通が促進された。

日清戦争後、銀貨の流通が盛んになり、銀貨の需要が増加した。このため、政府は銀貨の発行を増やした。また、民間の銀行も銀貨の発行を始めた。これにより、銀貨の流通が促進された。しかし、銀貨の発行が増えるにつれて、銀貨の価値が下落する危険性がある。政府は銀貨の発行を抑制し、紙幣の発行を増やした。これにより、銀貨の価値が安定した。また、民間の銀行も紙幣の発行を始めた。これにより、紙幣の流通が促進された。このように、日清戦争後は、銀貨と紙幣の流通が盛んになり、貨幣の流通が促進された。

年	西曆	日本	總		別				
			數量	指數	メキシコ	アメリカ	其他	指數	
一九二四	大正一三	二三八、三七九	九四	九一、四四〇	九三	六四、〇七一	一〇二	八二、八六八	八八

世界銀產出表

(單位千オンス)

世界における銀の產出額

此處で銀問題を研究する、元來米國にあつては銀は西部地方の產出物で其の產出額は左表の如く世界產出額中メキシコに次いで第二位を占めてゐるのである。而して銀の生産總額は一九三〇年以後次第に減少して一九三三年には一九二六年の大割四分に減退したのである。殊にアメリカについては其の減退率甚しく一九三三年は一九二六年の三割四分となつたのである。

世界における銀の產出額

一

此處で銀問題を研究する、元來米國にあつては銀は西部地方の產出物で其の產出額は左表の如く世界產出額中メキシコに次いで第二位を占めてゐるのである。而して銀の生産總額は一九三〇年以後次第に減少して一九三三年には一九二六年の大割四分に減退したのである。殊にアメリカについては其の減退率甚しく一九三三年は一九二六年の三割四分となつたのである。

年	西曆	日本	總量	總額	英國		別		其他	
					數量	指數	數量	指數	數量	指數
一九二五		昭和一四	二四七、四三三	九七	九二、九一五	九五	六六、七一〇	一〇七	八七、八〇七	九三
一九二六		昭和一五	二五四、九〇八	一〇〇	九八、二九四	一〇〇	六二、四八七	一〇〇	九四、一二七	一〇〇
一九二七		昭和一六	二五四、九二四	一〇〇	一〇四、五七七	一〇六	五九、六二六	九五	九〇、七二一	九六
一九二八		昭和一七	二五八、四六〇	一〇一	一〇八、五四〇	一一〇	五七、八七三	九三	九二、〇四七	九八
一九二九		昭和一八	二六四、四四一	一〇四	一〇八、七〇三	一一〇	六〇、八六〇	九七	九四、八七八	一〇一
一九三〇		昭和一九	二四七、六九〇	九七	一〇五、二〇七	一〇七	四七、七二五	七六	九四、七五八	一〇一
一九三一		昭和二〇	一九三、七〇九	七六	八六、〇六七	八八	三〇、八六五	四九	七六、七七七	八二
一九三二		昭和二一	一六三、七〇〇	六三	六九、六〇〇	七一	三四、〇〇〇	三八	七〇、一〇〇	七四
一九三三		昭和二二	一六三、〇〇〇	六四	六九、一〇〇	七〇	二一、四〇〇	三四	七二、五〇〇	七七

(一九二六年を100とす)

銀塊相場

二、
 銀塊相場を見るに左表の如くである。今大体を
 見るに一九二六年には

ニューヨーク	六二仙
ロンドン	二八片六七八

であつたのが一九三三年には

ニューヨーク	三四仙七二七
ロンドン	一八片一四四

と存つた即ち約六割と存り其の低落は約四割である。

然し、ルーズベルトの大統領就任以来銀價は次第に回復し
 つ、ある。即ちルーズベルト大統領の就任前月(一九三三年
 二月)

の銀相場は
 ニューヨーク
 二六〇六五

ロンドン 一六八八五
であつたが、四月になつて農村救済法を修正して戦債支拂を二億弗まで銀支拂を認めることゝなつた、而して其の翌月たる五月には

ニューヨーク 三〇七三〇
ロンドン 一八四四〇

となり漸次騰貴し遂にルーズベルト大統領がロンドン銀協定を批准したる十二月二十一日は

ニューヨーク 四三〇〇〇
ロンドン 一八五〇〇

であつたが、二十三日には

ニューヨーク 四四七五〇
ロンドン 一八八一二

となり十二月末には

ニューヨーク 四四六二五
ロンドン 一九〇六二

となつたのである。一九三四年に入つては、一月二日は

ニューヨーク 四四八七五
ロンドン 一九三一二

となつたのである。而して「一九三四年の金準備法」にはピットマン修正條項即ち

大統領はその裁量によりロンドン銀協定に基き国内生産者より銀を買上げ、その代償として銀券を發行することを得

なる條項が挿入されてゐたのであるが此の金準備法に大統領が署名した一月三十日は

西 年 曆	日 次 本	銀塊相場表	
		(平均)	(一オンス)
一九二四	一三	六六 ^仙 六八八	三三 ^片 九八七
一九二五	一四	六九〇六六	三二一〇〇
一九二六	昭 和 元	六二一一一	二八六七八
一九二七	二	五六一七一	二六〇三四
一九二八	三	五八二四〇	二六七五四
一九二九	四	五二九八四	二四四五五
一九三〇	五	三八〇四四	一七六七二
一九三一	六	二八七〇四	一四六〇二
一九三二	七	二七七八九	一七七八四
一九三三	八	三四七二七	一八一四四

ニューヨーク
 ロンドン
 であつた。而して二月一日よりは弗貨の平價を五割九分
 。大に切下げられたのであるが其の二月一日は
 ニューヨーク
 ロンドン
 となり二月末には
 ニューヨーク
 ロンドン
 となつたのである。

四四^仙三七五
 一九^片五六六
 四三^仙六二五
 一九^片四三七
 四六^仙三七五
 二〇^片六八七

右一九三三年及一九三四年の月別を示せば左の如くである。

西暦	年	日次	ニユーヨーク公定現物	ロンドン現物
一九三三	一月	昭和八	二五・四〇〇	一六・八八二
	二月		二六・〇六二	一六・八八五
	三月		二七・七八六	一七・五八八
	四月		三〇・七三〇	一八・四四〇
	五月		三四・〇七二	一九・〇四六
	六月		三五・六六三	一九・〇七七
	七月		三七・六三〇	一八・三四三
	八月		三六・〇七四	一七・八七七
	九月		三八・五四五	一八・二七二
	十月		三八・一九〇	一八・二二一

銀塊相場と一般物價の關係

今銀塊相場と一般物價の變動を對比するに一九二六

銀塊相場

ニユーヨーク
ロンドン

六二・一一一
八・六七八

西暦	年	日次	ニユーヨーク公定現物	ロンドン現物
一九三四	一月	昭和九	四四・一八七	一九・三八二
	二月		四五・二三二	二〇・〇七二
	十一月		四二・九七四	一八・四二八
	十二月		四三・五五〇	一八・六七四

ニューヨーク
卸賣物價指数

一四八・四

であつたのが一九三三年には

銀塊相場

ニューヨーク

三四・七二七

ロンドン

一八・一四四

ニューヨーク
卸賣物價指数

九二・二

となつた、これを割合で示すと一九二六年を一〇〇とする

ときは一九三三年は

銀塊相場

ニューヨーク

五六%

ロンドン

六三%

ニューヨーク
卸賣物價指数

六二%

となるのである。若しこれを十年前の一九二四年を一〇〇

とするときは一九三三年は

銀塊相場

ニューヨーク

五二%

ロンドン

五三%

ニューヨーク
卸賣物價指数

六二%

となる。孰れにしてわ、ニューヨークにおける銀塊相場

の低落の率は卸賣物價のそれより甚しいのである。

銀塊相場及卸賣物價指数の比較及び指数表は次の如く

である。

西 年 曆	日 次	銀 塊 相 場 (一オンス)	卸 賣 物 價 指 数
一九二四	大正 一三	一〇七	一〇〇
一九二五	一四	一一	一〇八
一九二六	昭 和 元	一〇〇	一〇〇
一九二七	二	九〇	九〇
一九二八	三	九四	九〇
一九二九	四	八五	九七

銀塊相場及卸賣物價の指数表

(一九二六年を100とす)

一九三四	九	四四・一八七	一〇三・五
一九三一月		四四・一八七	一〇三・五
一九三二月		四五・二三二	一〇六・四

銀塊相場及卸賣物價指数比較表

西 年 曆	日 次	銀 塊 相 場 (一オンス)	卸 賣 物 價 指 数
一九二四	大正 一三	六六・六八八	一四八・四
一九二五	昭 和 一四	六九・〇六六	一六〇・二
一九二六	元	六二・一一一	一四八・四
一九二七	二	五六・一七一	一四七・五
一九二八	三	五八・三四〇	一五二・〇
一九二九	四	五二・九八四	一四四・三
一九三〇	五	三八・〇四四	一二一・三
一九三一	六	二八・七〇四	九八・九
一九三二	七	二七・八九四	八〇・六
一九三三	八	三四・七二七	九二・二

西曆	年	日次	銀塊相	場(一オンス)	卸賣物價指数
一九三〇		五	六一	六一	八二
一九三一		六	四六	五一	六七
一九三二		七	四五	六一	五四
一九三三		八	五六	六三	六二
一九三四		九	七三	七〇	七二
一月			七一	六八	七〇
二月			七三	七〇	七二

最近の金銀比價

今米國における金銀の比價を見るにルーズベルト大統領就任の前月(一九三三年二月)の銀價は二六仙の六二(一オンス)にして金(一オンス)一七九

の割合であつた。然るに農村救済法にトーマス修正が挿入されて戦債二億弗銀支拂を認めたることゝなつた翌月即ち五月の銀價は三四仙の七二にして金(一オンス)一七一

の割合となつた、其の後の推移を見るに

一九三三年

十二月二十一日

銀 四三〇〇〇

金 三四〇六〇

金一に対する銀の割合 七九

十二月二十三日	四四七五〇	三四〇六〇	七六
十二月三十日	四四六二五	三四〇六〇	七六
一九三四年			
一月二日	四四八七五	三四〇六〇	七六
一月三十日	四四三七五	三四四五〇	七八
二月一日	四三六二五	三五〇〇〇	八〇
二月二十八日	四六三七五	三五〇〇〇	七六

にして金一銀七〇一八〇といふところである、故に銀を金一
 に対し一六の比率に置かんとするには、

一、金一オンスを現在の三五弗に据置くときは銀は
 二弗一八仙七五

に引上げざるべからず即ち現今の銀價が約五倍と存るを
 要するのである。

二、銀價を仮りに一オンス平均四五仙に据置くとすれば
 現在の金三五弗は
 七弗二〇仙

と改定せねばならぬのである。金の價格を現在三五弗の
 十分の二に引下ぐることは、出来ぬ相談である、故に銀
 價を引上ぐる必要が起つてくるのである。

五

銀價暴落の原因

かゝる銀價暴落の原因は大體左の如くである。

一、諸國が貨幣法の改革を實行した結果、廢貨となつ
 た銀が不時に市場に供給されたこととこととである。

即ち一九二〇年英國が先づ此の口火を切つた。九二五品位の銀貨が五〇〇品位に引下げられたのである。一九二一年及び一九二二年に約九千萬オンスの余分を銀が処分された。其の後其のため不規則ながら此の方面から供給があつた。英國に次いでドイツ、ポルトランドが新銀貨の品位を五〇〇とした。フランスも同様であつた。一九一九―二〇年にフランスは五法銀貨を鑄潰して上海に積出し、銀を大量に賣却し、一九二八年に至る法の受難期には眞鑄貨アルミニウム貨を流通せしめて銀貨の鑄造を中止した。旧ラテン貨幣同盟のベルギー、スウェーデン、イタリアも

之に倣ひ一九二九年末には佛領インド支那は一九三〇年金為替本位制を採用し、一九二九年より一九三二年までに銀貨四千八百萬オンスを賣出し、銀の暴落に拍車を加へた。

更らに最も重大な影響を與へたのは英領インドの金為替本位制が為替安定に無力なることを暴露するや、一九二六年末同國政府は純然たる金本位制となるべく企圖し、一九二七年末十箇年に其の保有銀及び回収ルピ―銀貨六億ルピ―へ約二億五千萬オンスの賣出しを決定し以て銀を金に換へんとし、一九三三年までに一億八千五百萬オンスの賣却が實行された。

二、銀價暴落の第二の原因は世界物價の全般的低落に

よるものである。銀は世界主要國の貨幣素材より堅
逐せられ、これ等の國においては純然たる商品にす
ぎず、銀も一般商品と變動を同じくする。而して戦
後世界物價は暴落した。又支那においては物價暴落
の結果農民の購買力減少し其の方の銀の需要が減少
した。

三、第三の原因は支那における内乱の未引いてゐるこ
とである。内乱のため運輸の途は中絶され農民の購
買力は消耗し、諸海港に銀資金が溢れても内地よ
りの銀に対する需要は起らず、寧ろ減少したのであ
る。

米國における
銀の重要性

六

前述の如く銀貨は低落を續け来たが一九三三
年三月ルーズベルト大統領の就任以来漸騰しつ
つある。此の騰貴は全く米國政府の新銀政策に対する期
待に基いてゐるのである。そこで先づ他國ではあまり問
題としてゐない銀政策が何故米國においてかくも熱心に
論議されるかを知る必要がある。

第一に米國はメキシコに亞ぐ銀生産國である。かつと
も米國の最近の銀産額は世界總生産額の十三パーセン
ト強に過ぎない。そこで

第二に我々は世界第一の産銀國たるメキシコの銀鉱業
資本の八割までは米國の投資にかゝり一割が英國、残
り一割がメキシコ其の他の諸國の出資と存する。

とに注意しなければならぬ。
 第三には米國の銀鋳業は銀が銅、鉛、亜鉛等の副産物として生産されるやうになつてから銀價の著しく下落が起り其の経営が頗る困難となり、銀鋳専門の山は續々廢坑となつたので、銀價の引上によつてこれ等銀鋳を再興する必要に迫られてゐる。更に銀を副産物とするところの主要業殊に米國の重要産業たる銅鋳業の苦境が銀の引上げによつて救はれることを知らねばならぬ。
 第四には米國南部諸州の農民が古くから多額の銀貨鑄造を要望してゐることである。
 以上いろいろの事情に加へて東洋銀貨國に対する輸出に從事する産業方面の支持も無視することが出来ない、然

しながら真に米國における銀問題を諒解するには更に米國における複本位制廢止以来数十年、此の問題が如何なる發展を辿つて来たかを知る必要がある。

七

米國銀運動
發展の跡

米國における銀問題論争は決して現在の恐慌時
 に対する新經濟振興策として出現したのではな
 い。一八七三年の複本位制廢止以来（爾後一八九九年ま
 で跛行本位制となる）絶えず銀の復位に關する鬭争が行
 はれてゐる。複本位廢止當時は銀は高値と不足のため金
 に対する法定比率（一対一五・五）を上廻つてゐたのでグ

レシマム法則により銀貨は既に市場より消失してゐる後であるから、復本位廃止は当時の事実を其の儘法律上認めたと過ぎないのであるが、銀論者はこれを「一八七三年の犯罪」として非難した。事実同じく一八七〇年代に起つたドイツ其の他の諸國の銀本位制の放棄や新銀鋳の發見と相俟つて銀貨は著しく低落した。他方農民は當時の企業恐慌によつて惹起された農産物の低下が銀貨、鑄造の中止に在りと思惟した結果、早くか銀産業者と農民による銀復位の根強い運動が開始されたのである。一八七八年には遂にブランド條例を制定せしめ、政府は毎月最少額約二百萬弗、最高四百萬弗の銀貨を鑄造するため新に銀の買入を行ふこととなり、一八七八年より一八九〇年まで銀貨の鑄造約三億七千八百萬弗に及んだが、其の流

通は頗る困難で銀貨は公衆の手を離れて財務省に集中した。そこで、更に所謂銀證券を發行することにした。次で一八九〇年シヤーマン條例によつて政府は毎月四百五十萬オンスを最小限度として銀を買入れ、其の地金の儘で政府紙幣の發行準備とした。かくて一八九四年の秋まで一億五千六百萬弗の銀の買入が行はれたが、銀一オンスは一八九〇年の八一仙から一八九四年には五十仙まで低落して、シヤーマン條例の無力を證明したので一八九四年同條例は廢止され、其の後か銀擁護派の熱心を運動が繼續されたが、一九〇〇年三月十四日には金本位制を確立した新貨幣法が制定され、更に一九一八年におけるピットマン條例は銀関係者に新しい打撃を與へた。該條例は財務省をして當時流通せる銀證券を回收せしめ其の準備

となつてゐる。銀貨を鋸解して最低一オンス一弗で賣却
することゝ規定し、當時偶世界大戰の影響で約二億オン
ス以上も高い價格で英國に賣却することに成功したので
あるが、他方銀生産業者を救済する意味で米國産銀を鑄
潰した弗銀貨と同額の弗銀貨を鑄造するに必要を額を限
度として、一オンス一弗で買上げることとなつた。然し
戰後銀は再び五十仙以下に低落し、一九二一年には遂に
廢止の運命となつた。

以上複本位制廢止以来の米國銀問題の推移を述べたが、
これを見ても米國における銀復位運動が如何に根強く且
つ猛烈であるかがわかる。金本位制確立と同時に複本位
への復歸運動が起り、一時も止められる時がなかつたの
である。而して現在において、銀の貨幣的地位を高める

ことによるインフレーション期待からインフレーション
論者がこれと詰むつき、昔からの支持者である農民はイ
ンフレーションによる農産物の騰貴を希うて更に強力な
支柱となり、銀運動は一層執拗に行はれるに至つた。

銀復位論者の活躍の活躍

さう

八 銀復位論者の活躍は目ざましきものがある。而して
一九三三年上半期中における活躍振りを左に示



(1) フーヴァー大統領治下における第七十三議会における銀の諸法案

フーヴァー大統領治下における最後の議会
 (第七十三議会 一九三三年三月三日會期終了) に提出せられ又は計畫せられたる銀に関する法案の代表的のものを擧ぐれば左の如くである。

(A) スノナガール氏の銀買上法案

民主黨下院議員スナガール氏は一月十七日(一九三三年) 銀鑄貨法案を下院に提出した、其の法案の内容は左の通りである。

- 一、財務省に対し市場において現在の相場を以て銀を購入する権限を附與す
- 一、右資金には新銀證券を以て充當する、此の銀證券は法貨とす
- 一、財務省は二億五千萬弗の銀塊を購入すべきこと

以後は毎月アメリカ合衆國、アラスカ及びフィリッピンにおける銀年産額の十二分の一定を購入すべきこと

(B) バンクヘッド氏の銀買上法案

上院において民主黨議員バンクヘッド氏より次の如きスナガール氏案と略、同様の案が同時に上院に提出された。

- 一、財務省をして銀塊を買入れしめ、これが資金には銀證券を以て充つべきこと
- 一、銀證券は法貨にして公私總ての債務支拂に充てらるべきこと

(C) 下院鑄貨委員会の分科會の起草したる銀買上法案

米國下院鑄貨委員會が銀の使用増加案講究のため分科

委員を任命したが右委員會は本日（一九三三年三月十七日）左の暫定法案の立法を終つた。

- 一、財務長官をして毎月四千萬オンスの銀を買上げしめ、銀幣を鑄造せしむること。
- 一、これに対して銀證券を發行すること。此の銀證券は法貨とす。

一、銀買入れは最初一オンスに付四〇仙を以て始めること。但し最高價額は七五仙と定む。

以上の諸法案は上下両院において夫々渾潰され、来る三月四日大統領に就任すべきルーズベルトの手腕に待つことゝなつた。



四第七十三特別議會における銀の諸法案

次でルーズベルトは三月四日（一九三三年）大統領に就任するや其の翌日特別議會を召集するの令を發し、特別議會は三月九日開會し六月十八日閉會した。此の特別議會における銀に関する諸法案を擧ぐれば左の如くである。

(A) ピットマン氏の銀價回復を目的とする三箇の法案

上院仮議長たるケー・ピットマン氏は三月十日（一九三三年）銀價回復を目的とする三箇の法案を上院に提出した。右三法案の内二法案は既に前議會にも提出したことのあるものである。三法案の要旨は左の通りである。

- 一、イギリスに一億弗まで銀を以て対米戦債の支拂をなすことを認むるの法案。而して一オンスの最高價格を四十五セントとす。本法案は既にピット

マン氏が前議會に提出したものの。毎
 一 毎月五百萬オンスの銀を國內より買上げる法案
 而して銀を通貨の附加的基礎として使用するた
 銀證券を増發する。本法案は前七十二議會に於て
 上院銀行通貨委員會の採擇を得たもの
 一 二億五千萬弗の銀を一般市場より買上げる権限
 を政府に附與する法案。政府のこの買上げにより
 現存の過剩銀を市場より一掃し。経済法則の作用
 によつて銀價の昂騰を圖る。但し銀價が一オンス
 一弗二十九仙に達すれば右買上げを中止するもの
 とす。本法案は今回初めて提出せられたもの。
 本法案に基き買上げる一切の銀は銀證券の發行準備と
 し、一オンス一弗二十九仙の割合を以て銀證券を増發

現にアメリカの貨幣制度の基礎の一部となつてゐる銀
 の量を増加せんとするものである。而して右一弗二十
 九仙の比率は現在アメリカにおいて、銀證券として通貨
 用に銀を使用してゐる比率である。

(B)

トーマス氏等の救農法修正による銀の規定

上院議員トーマス氏其の他の民主黨領袖の手によつて
 農村救済法に対するインフレ修正案を四月二十日(一九三
 三年)上院に提出した。此の修正案は僅少なる修正を経
 て両院を通過し、五月十二日大統領の署名を得て公布さ
 れた。今銀に関する部分を摘録すると

一、大統領布告を以て國內の物價を安定するため又は
 低落せる外國通貨より受くる打撃に対し外國貿易を
 保護するため必要ありと、大統領が調査の上認め

たる数量において、品位十分の九の金幣のグレインにて表はしたる量目及び金幣に對する確定比率の下に品位十分の九の銀幣グレインにて表はしたる量目を定め、且つ斯くして定められたる比率を以てする金及び銀の無制限鑄造に關する規定を設くること

(第四十三案) (キング氏及ホイラー氏)
2の前段) (提出新に追加)

- 一、本法通過の曰より向ふ六箇月間を限り大統領は現に期日到来し若くは本法通過の曰より六箇月以内に期日到来すべき外國政府の合衆國に對する債務の元本又は利子の全部若くは一部の支拂を銀を以て受領するの権限を附與せらる、但し受領せらるべき銀は一オンスに付弗貨五〇仙の價格を超ゆることを得ず又本條に基き受領せらるべき銀の總價額は二億弗を

超ゆることを得ず、ヘイデン氏修正原案は一億弗

(第四十五條)

- 一、右受領せられたる銀地金は、現行法律の規定及び含有純銀量並に手数料又は控除額あらば其の金額を決定する方法を規定せる造幣局規則に従ふべきものとす。但し右銀地金は現行法則の規定の下に買入及び鑄造を認められたる銀地金の一部に計算すべからず

(第四十五條)

- 一、受領せられたる銀は合衆國の國庫に保管し本條の規定に従ひ之を保有し、使用し、処分すべし(第四十五條)
- 一、財務省長官は債務の支拂として受領せる右銀に對する弗貨總額迄、適當と認むる券面種類を以て銀證券を發行すべし。而して右銀證券は合衆國國庫局長

により合衆國の一切の債務支拂に使用せらるべし
 (第四十五條)

一、本條に基き受領せられたる銀は本條の下に發行せられたる銀證券の償還要求に應ずるに十分なりと財務長官が認むるだけ標準銀弗貨及び補助貨に鑄造すべく、右鑄貨は要求次第銀證券の支拂に充つべきため國庫に保有すべし、又鑄造せられたるもの以外の銀は専ら銀證券の現行法律に規定せられたる平價を維持するに資するの目的のため國庫に之を保有すべし、右銀證券又は再發行銀證券が國庫に呈示せらるゝときは、該證券所有者の選擇により標準銀弗貨又は補助銀貨を以て之を償還すべし、但し本條により發行せられたる銀證券の償還に対しては財務長官の判断

により支拂ふべき貨幣の三分の一を超えざる部分は補助貨を以てし、残額は標準銀弗貨を以てすることを得
 (第四十五條)

一、本條の規定に基き發行せられたる銀證券が償還其他の徑路により國庫に受入れられ合衆國に歸属するときは、之を回收償却若くは廃棄せずして、再び發行し、拂出し、流通せしむべし、但し損傷證券を法律の規定に従ひ償却及び廢棄して之に代ふるに同一券面種類の新証券を發行するを妨げず
 (第四十五條)

一、財務省長官は大統領の承認を得て、第四十三條の規定に基く大統領の一切の行為に亘り規則及び規程を作り之を公布するの権限を附與せらる
 (第四十四條)

一、財務省長官は第四十五條の規定を施行するため

規則及び規程を制定するの権能を附與せらる(第四十五條)
(C) 上院議員ホイラー氏の金銀複本位制提議

モンタナ州選出民主黨上院議員ホイラー氏は四月二十一日上院に対し通貨流通の擴張と平價切下げの権限を大統領に附與せんとするトーマス法案に対し更に修正案を提出したが其の要旨は左の通りである

一、金に対する銀の比率を確定して金銀複本位制を採用すべき権限を大統領に附與す

一、金銀貨の自由鑄造を規定する権限を大統領に附與す

本案は四月十七日(一九三三年)上院において否決された。これは上院民主黨の領袖ロビンソン氏が上院に対しルーズベルト大統領は目下問題となつてゐる銀による

インフレ案には反対である旨通告したからである。



国際經濟會議への提案

一九三二年六月ロザンヌ會議において決議されたる國際經濟會議の開會期日議事内容及開催

地に関する國際經濟會議準備委員會第二次會議は一月九日(一九三三年)より同月十九日に亘りオランダ代表トリップ議長の下にジュネーブに開催された。而してイギリス首相マグドナルド氏議長の下にロンドンに國際經濟會議を六月中旬開くこととなつた。

ルーズベルト大統領は右會議の豫備的會商をなすべく四月六日イギリス首相マグドナルド氏の承諾を得てフランス、イタリー、ドイツ、日本、支那、アルゼンチン、チリ

1. ブラジル等の諸國に向け四月七日招請状を發し各々承認を得。四月二十二日開會し同月二十六日終了した。そこで愈々國際經濟會議はロンドンで六月十二日から開かれることゝなつた。(七月二十七日午後四時三十分會議開會無期休會に入る)然るに國際經濟會議を前にして特別議會は開會中であるよつて、米國代表に向つて銀問題に努力を懇請する左の決議案が兩院に提出された。即ち

(A) ホイラー氏の銀決議案

五月八日上院議員ホイラー氏は米國代表が金一対銀十六の割合を以て、銀も亦本位貨とする國際協定を成立せしむるやう努力すべしとの決議案を上院に提出し採擇された。

(B) 下院に提出された銀決議案

下院においては西部の銀産地の多數議員によつて上院と同様の決議案が提出されたが結局五月二十六日否決された。それはハル國務長官が右決議案を審議中の外交委員會に対し政府は國際經濟會議の米國代表を特殊の問題で拘束するが如き一切の政策に反対する旨通告したからである。然しながら右の委員會は五月三十日國際經濟會議の米國代表に一定の金銀比價を以て複本位制採用の國際協定達成に努力するやう訓令せんとする決議案を採択した。但し右採択されたる決議案は別に金銀比價の割合は規定してゐない。

(c) ピットマン氏の銀價回復に關する六大案
 ピットマン氏は五月十九日(一九三三年)銀價回復
 に關する六大案を發表した。而して最近米國と會商
 した諸國(カナダ、メキシコ、イギリス、アルゼンチン、支那を含む)は何れも右計畫に賛成し
 てゐる旨氏は言明した。同案の要旨は左の通りである。

一、銀價は適當な程度まで吊上げ其の程度は安定せ
 しむべきこと(如何なる程度にまで吊上げるべきかはピットマン
 氏は述べてゐないが、半官的に討議されたところ
 では一オンス六。仙
 見当となつてゐる)

二、銀問題は一般的通貨安定問題の一部たるべきこ
 と

三、各國政府は銀貨の純分引下げ鑄潰し等の政策抛

棄に賛成すべきこと

四、既に純分を引下げたる銀貨については其の純分
 を出来るだけ速に復活すべきこと

五、銀を出来るだけ多く通貨發行の基礎準備たらし
 むべきこと

六、關稅其他銀の自由輸出入の障礙となるべき制
 限はこれを低下し或は除去さるべきこと

右發表後ピットマン氏はイギリス本國政府がインド政
 府をして銀純分切下げを停止せしむることに同意した
 かどうかとの質問に対し

イギリス本國政府は此の問題はインド政府自身が決
 定すべき性質のものだと主張した

と答へた。尚ほピットマン氏は更に最近行はれた銀問

題に関する商議では何等銀貨自由鑄造に関する討議は行はれなかつたと語つた。尤も五月十六日米國、メキシコ、カナダの經濟代表の會議においては銀為替安定策が討議されたが左の諸点については意見の一致を見たとはいふ。

- 一、銀貨の鑄造を中止する
- 一、小額通貨に銀貨を採用する
- 一、銀純分を増加し、且つ銀を中央銀行の準備に用ひること

(D) モレー氏の銀問題の成果に関する警告

ルトズベルト大統領頭脳トラストの總帥レ

モンド、モレー教授は五月二十一日（一九三三年）ワシントンにおける演説において、國際經濟會議の成果に関し言及し大要左の如く述べた。

来るべき國際經濟會議の成果にあまり多大の期待を懸けることは警戒すべきことである。銀問題は同會議で討議さるべき重要問題の一つである。しかし此の問題は東洋及び南米諸國のアメリカ品購買力回復のため其の程度まで銀價を昂騰せしめる目的で銀の正貨復活を行はうといふ問題ではない。

(E) 國際經濟會議に提出したる修正國際本位制

ピットマン氏は米國代表の一人として派遣されたが、

彼は米國代表部として國際經濟會議五月十九日(一九三三年)午後の通貨金融委員會 第二(但久対策)分科委員會

(貨幣準備、中央銀行政策銀問題) に対し一種の金銀複本位を内容とする所謂修正國際本位制確立に關する重要案を提出した、其の要旨は左の如くである。

先づ金が價值交換の國際尺度として再建さるべきであると主張し左の諸項を提議してゐる。

一、金の使用を嚴密に流通の準備及び國際決済並に支拂の媒體としての使用に限定し金を流通市場から引揚げる

一、右金準備率を各國一律に二割五分に低下する次に銀に關する部分においては先づ前文において銀の復位の重要性を強調して曰く

世界人口の大部分にとり銀は國際的並に國內的交換の媒體として極めて重要なるものである。然るに此の購買媒體としての銀の價值は過去における政府の行動のため著しく阻害された。此の購買媒體に対する東洋の信頼を回復することは刻下の急務である、而して右は銀の價格が商品物價水準との均衡を回復した時において初めて實現し得るところである。とて左の諸項を提議してゐる。

一、各國中央銀行は通貨發行の金屬準備として八割までを金により、他の二割を金又は銀の何れかによつて得ること、すべし、但し銀は其の相場又はそれ以下を以て買入れ得るものとす

一、主要銀産國向において左の諸項につき協定の達

成を圖る

- (イ) 銀の恣に販賣を制限し
- (ロ) 銀貨の品位低下を阻止し
- (ハ) 少くとも純分千分の八百を以て銀を本位貨に復位せしむ

尚ほ米國代表案は更に左の如く提議してゐる

一、各國中央銀行代表を即時招集し通貨準備に關する以上の提案を採択せしむ。

ピットマン氏は右第二分科委員會中に設けられたる銀

問題小委員會(修正國際金本位制に關するピットマン決議案中銀條項)の委員長となつた。

(F) 右の代案としての新決議案

國際經濟會議中六月二十九日歐洲金本位國は為替思惑防止協定を策し翌三十日金本位維持の共同宣言案に対し米國の賛成を求めたるに、ルーズベルト大統領は通貨安定、即ち弗の安定の如きは他國の物價吊上げによつて招来することが出来る。會議は通貨安定より寧ろ貿易障害の除去を以て第一義として進むべしとして右共同宣言案に反対したのである。而してルーズベルト大統領は七月三日及び五日の兩回單獨聲明をなし、通貨安定の如き小問題の紛糾で會議休止の必要はないといつた。かくて一旦決裂の危機に瀕した會議は僅かに事なきを得て繼續された。

而して米國代表部は七月十三日午前の銀問題小委員會

に対し曩にピットマン氏が提出した銀問題に関する原
決議案は各國代表間に異議があるので新なる代案を提
出した。其の要旨は左の如くである。

一、本會議に代表者を出せる各國政府は今後更に其
の銀貨の品位を下げ、或は再發行の場合を除いて
は鑄造しを行ふことを防止す

一、本會議に代表者を出せる一切の政府は当該各國
の豫算問題と両立する場合及び両立するに至りたる
時少くも純分八百乃至千を以て銀を復位せしむべ
し

一、各自國の豫算状態が許す限り速かに銀貨を紙幣
の金價値に代位せしむべし

一、銀に対し輸入税を課し居る諸國政府は銀の自由

輸入に対する此の障礙が如何なる條件によつて最
も良くこれを低減し或は撤廢し得るかを考慮すべ
し。他方輸入税を課せざる諸國は出來得る限り現
在の無税状態を維持し如何なる場合においてか銀
の大保有國即ちボリヴィア、カナダ、支那、アメリカ、
インド、メキシコ、ペルー及びスペインの維持する
輸入税の範圍を超えざること

一、諸國政府は各々其の中央銀行に対し通貨準備或
は國際決済に用ふるため法定準備の一部を銀とす
ることの望ましきことを考慮するやう勸告すべし

一、經濟會議に参加せる一切の政府はインド、スペイ
ン、西國政府を除き一九三八年一月一日以前には通
貨を鑄造して銀を賣却せざることに同意すべし

一、政府が銀を多量に貯蔵し、これを賣却すること
 が好ましいと思惟することあるべきインド及びス
 ペインに因しては此の兩國政府と大銀産國との間
 に協定を締結しこれによつてこの種賣却の最大限
 を決定すべく、且つ其の額は銀産國の政府が銀を
 買入れることによつて実質的に相殺されるやう努
 カすべし、但し右の銀は貨幣鑄造用或は通貨準備
 用として使用するか若くは協定期間中保有すべき
 かのとす

G 銀問題の決議

ピットマン氏銀價引上案は七月十三日金本位國側の反
 対と貨幣用銀の問題に因する主要銀貯蔵國間の意見対

立とのため十七日まで其の討議を延期されて結局流産
 となつたが、七月二十日左記通貨金融委員會第二分科
 委員會の銀問題報告書が全會一致を以て採擇された。
 本委員會は國際經濟會議参加各國政府に対し以下の諸
 項を勧告すべきことを決議す。

銀決議案

- 一、銀産國と最大銀保有國乃至最大銀消費國との間に
 銀價の變動を緩和すべき協定を締結し、右協定外の
 諸國が銀價に影響を及ぼすとき處置を避けること
- 一、各國政府は銀貨の純分を千分の八百以下に引下げ
 る如き新たな法制を採用せざるること
- 一、各國政府は豫算並に國內事情の許す限り小額紙幣
 に代へるに銀貨を以てすること
- 一、但し本決議案の各條項は以下の制限を條件とする

ものとする
 (1) 第一項の協定が一九三四年四月一日までに成立し
 ない場合には本決議案の條項は自然消滅するもの
 とす、且つ第一項の協定の効力は如何なる場合に
 か一九三八年一月一日以後に及ばざるものとする。
 (2) 各國政府は銀價が公定比價以上に昂騰する結果と
 して銀の逃避乃至銀貨の鑄潰しの起ることを避け
 るため必要を処置を講ずることを得。
 而して國際經濟會議は七月二十七日(一九三三年)閉會
 し無期休會となつた。

ロンドンにおけ
 る銀の國際協定

九

前記銀の決議の趣旨に従ひ銀の大量保有國及び使用
 國としてのインド、支那、スペインの三箇國、
 銀の主要生産國としての米國、メキシコ、カナダ、ペルー、濠洲
 の五箇國合計八箇國間に銀の販賣統制に関する協定が仮
 調印された。其の本文は大体左の如くである。

國際協定の
 本文

國際銀協定

インド及びスペイン政府はその銀保有量中の一定部分を
 賣却すべき希望を有すべく、且つ銀の大生産國が如上賣
 却銀を相殺するため銀の吸収をなすは兩國の利益とする

所なるを以て、且つ貨幣銀の貯藏中より賣却を制限するは、大銀産國の利益であり、更に貨幣銀の賣却が銀の買入れによつて相殺されるはその安定効果より見て支那の利益を以つて、以下の如く協定す。

一、インド政府は一九三四年一月一日より向ふ四年間銀一億四千萬ファイン・オンス以上を賣却によつて処分せざることを

一、右四ヶ年間の各曆年中におけるインド政府の処分量は平均年額三千五百萬ファイン・オンスを基準とす。但しインド政府の処分量が何れかの年度において三千五百萬ファイン・オンスに達しない場合には現実の処分量と三千五百萬ファイン・オンスとの差額は一年間の最高処分量が五千萬ファイン・オンスを超えざることを條件と

して續く各年度分に追加処分し得るものとす

一、若しインド政府が協定の日附後戦債支拂分としてアメリカに引渡すべき銀を何れかの政府に賣却する場合はこの種の銀は協定より除外せられるものと諒解す。但しインド政府が本協定に基き賣却する銀と前項により処分する銀の總計が一億七千五百萬ファイン・オンスに達する時は本協定締結各國の義務は消滅するものとす

一、濠洲、カナダ、アメリカ、メキシコ及びペルー政府は本協定の存續中銀の賣却を一切行はず、かつ一九三四年以降四ヶ年間各國銀山産出銀を買入れ、又はその他の取極めにより市場よりの引揚げを行ひ、それ等の總量を各國合計にて毎年三千五百萬ファイン・オンスに達せしむ

一、上述五ヶ國政府は如上買入れ又はその他の方法によ
る市場よりの引揚げ銀三千五百万ファイン・オンスの分担
を協定により解決すべきことを約す

一、如上買収又は市場より引揚げられたる銀は貨幣用目
的（鑄貨又は通貨準備）として使用さるべく、然らざ
る場合は四ヶ年間賣却せざるものとす

一、支那政府は一九三四年一月一日以降四ヶ年間鑄造し
銀を賣却せざるものとす

一、スペイン政府は一九三四年一月一日以降四ヶ年間二
千万ファイン・オンス以上の銀を賣却により処分せざる
ものとす、この期間中毎年處分すべき量は平均年額五
百万ファイン・オンスを基準とす、但し若しスペイン政
府が一ヶ年五百万ファイン・オンスを處分せざる時は実

處分量と五百万ファイン・オンスとの差は次年以降の年
度分量は附加すべし、この場合と雖も一ヶ年の最高處
分量は七百万ファイン・オンスを限度とす。

一、關係各國政府は本協定の実施に必要な凡ゆる情報の
交換を行ふべし

一、本協定各當事國の諸誓約は他の全當事國が各項目の
誓約を履行することを條件とす

一、本協定は關係各國政府の批准を俟つて効力を發生す
批准書は遅くも一九三四年四月一日迄にアメリカ政府
に寄託すべきものとす

一、本協定は一九三四年四月一日前に批准が行はれるこ
とを條件とし全部の批准行はれ次第直ちに効力を發生

す

一、本協定の目的を履行するに必要を積極的行動が完了したとの通告を調印國がなしたる場合は批准書と看做す、但し若し濠洲、カナダ、アメリカ、メキシコ及びペルーの五國中一國又はそれ以上の政府が一九三四年四月一日までに批准を行はざる場合において以下の條件に従ひ本協定は四月一日を以て効力を發生するものとす、即ち上記五ヶ國中批准を了した政府が他の批准を了した政府（即ちインド、支那、スペイン）に対し本協定により上記五ヶ國政府に割當てられたる銀の總額を買入れ又は其他の方法により市場より引揚ぐべき責任を残りの批准國のみにて引受ける用意ある旨を通告することこれである。

四、五箇國政府
自國産銀買
入高の割合

右銀協定の結果、米國、メキシコ、カナダ、ペルー、濠洲の五銀生産國政府は一九三四年以後四ヶ年間毎年三千五百萬オンスの銀を買入れること、なつたが以上五箇國政府の自國産銀買入高は

米國	二四、四〇〇	千オンス
メキシコ	七一五〇	
カナダ	一、六〇〇	
ペルー	一、〇〇〇	
濠洲	六五〇	
計	三四、八〇〇	

である。

銀國際協定
に關する各
方面の意向

右銀の國際協定に關する各方面の意向を見るに
左の如くである。

(A) ピットマン氏の禮讚

銀の國際協定は經濟會議關係各方面に非常なる満足と
與へた、全体として失敗に終つた今次の經濟會議が達
し得た頗る貧弱な成果の中にあつて兎も角具體的を少
数の收獲の一に算ふべきものだと思はれてゐるが、其の
生みの親ともいふべきピットマン氏は七月二十四日其
の効果を禮讚して曰く
八箇國銀の協定は世界貿易の振興に対し最も大方な寄
與を與へたことである。現在世界の半ばは銀のみを貨
幣として生活する、従つて銀價の昂騰は世界の半ばを
利することになる。現在の銀價は當然かくあるべき價

格の正に半分に過ぎない。銀價の安定は對外債務の償
還其の他において支那を援助するであらう。今次の協
定成立に際し各國代表殊に支那代表並にインド代表の
盡力は余の深く感謝するところぞ、其の協調の精神は
余をして協定達成を確信せしめたものである。

(B) ロンドンにおける好評

ロンドンにおける有力銀塊中買商は今次の銀の國際協
定は大したものだではない、これは有力筋が一般に銀國
際協定は銀のスラムプを終熄せしめるための遠大な方
策といふよりは寧ろアメリカの選舉民を満足させるた
め何か土産を持つて行かうとするピットマン氏の希望
を具体化したものだと思はれてゐる、然し銀價は結局
昂騰するものと見られ、一般に新協定は究極において

微温的ながら有效な働きをするものと期待されてゐる。尚ほ専門家側では左の如き意見を述べてゐる。

今回の銀國際協定はピットマン委員長が最初に懐いてゐた野心の極く一部分が実現したに過ぎないが、調印國間に批准交換が行はれた曉には少くとも銀問題に最も切実な問題として存続せしめ、早晩更に徹底的處理を必要ならしめる點において重大な効果があらう。

(C) インドの失望

銀國際協定成立の報のボンベイに達するや銀塊市場に大衝動を喫へ深夜にも拘らず協定成立による銀高を當て込んだ思惑買が殺到し異常な活気を呈したが、後に至つて協定の正文が發表されるに及んで貨幣銀の現状

が新協定により殆ど何等の改善も受けるものではないことが明かとなつたので前夜末の買気は忽ち解消し市場は休場中にも拘らず賣物續出して相場は再び當初の點に轉落した。目下のところ他の市場における反響を注視してゐる形であるが、大体において商人筋では新協定においてインドに賣却を許容された年額三千五百万オンスの銀はボンベイ造幣局が毎年処分し得る最大限度であり、事実過去数年間におけるインド政府の鑄造銀の賣却平均年額もかつて此の数字を超過したことは左いと指摘し明かに失望の色を示してゐる。

(D) メキシコの悲觀

メキシコにおいて銀の権威者達は其の結果に対し悲觀的な意見を持して左の如く語つた。

銀國際協定の前途は見当がつかない、メキシコとして
ては銀價が弗相場と併行して行けば實質的に利益を
受けて行ける、然しながら協定による人為的價格の
吊上げは未だ嘗て成功した例がない。

(E)

米國における銀生産業者の非難
米國銀生産業者協會會長ウイリアム・モントプエリー氏は
今回成立した銀國際協定が銀の復位を規定してゐない
ことを非難し左の如く述べた。
銀を本位貨幣として認めぬ限り銀に関する如何なる案
も健全といひ得ない、アメリカ代表中には銀問題を十
分諒解してゐる人がゐるのだから銀を本位貨幣としな
い案にアメリカ代表部が同意されるとは到底考へられ
ない、目下ロンドンにある代表部は出發に際して上下

両院の銀問題に関する希望決議を携行し會議において
此の趣旨を実現するため不撓の努力を續けてゐるので
ある、銀を單なる商品として取扱ふカルテル協定は豫
備的を一階梯としては意義があろうが全く不十分であ
る、議會において必ず問題とならうと思ふ。

一〇

其の後の銀復位
論者の活躍

ルーズベルト大統領は前記銀の國際協定に対し
容易に批准を與へない、そこで又々銀復位論者
が活動をはじめた其の急先鋒として民主黨には上院議員
にして外交委員長たるビットマン氏及ホイラー氏あり共和黨には
上院議員ボラト氏等がある、今其の活躍振りを示せば左の

(1)ピットマン氏の策動

ピットマン氏は銀復位論者の急先鋒で、国際経済會議に出馬し銀問題に委員會の委員長となり其の説は全部容れられざりしを兎に角、銀國際協定を成立せしめた、其の後の彼は或は銀貨の自由鑄造、銀塊買上等をルーズベルト大統領に進言し或はインド政府に銀國際協定批准に祝電を發してルーズベルト大統領に暗に其の批准を促す等努力した。今其の大要を示せば左の如くである。

(A) 銀價引上建議

ピットマン氏は九月九日(一九三三年)に銀價引上案

は、關しルーズベルト大統領に勧告した旨發表し左の如く語つた。

ルーズベルト大統領は銀價を自動的に一オンスに付一弗一九仙見當に引上げる案を考慮してゐる。余は同案の實行方法として大統領令を公布し造幣局をして國內産銀業者から銀地金を買上げさせ、一オンスに付一〇仙以下の手数料で銀貨の自由鑄造を行ふことを大統領に勧告した。同案が実現すれば従来一オンスに付三六仙八分の五見當の銀價は約三倍となり、一弗一九仙とならう。

(B) 銀の自由鑄造許可の進言

ピットマン氏は九月十九日(一九三三年)ルーズベルト大統領に対しインフレーション政策遂行のため銀貨の自

由鑄造を許可する件につき進言するところがあつた。これに關し氏は左の如く語つた。

若し銀の自由鑄造が実行されれば銀の價格は一オンスに付一弗二十九仙に昂騰するであらう。而して二千九百萬乃至三千三百萬弗の銀貨が直に流通市場に現はれることゝをらう。

(C) インド政府の銀國際協定批准に對するピットマン氏の祝電

ピットマン氏は十一月二十二日(一九三三年) ニュー・デリーの印度政府財政長官サー・ジョージ・シユスター氏に電報を寄せて、國際經濟會議を機として成立した。銀國際協定が印度立法議會の承認を得たことに祝意を表明し同時に次の如く述べた。

銀ダンピング阻止協定が印度中央立法議會の承認を得たことは同慶に堪へない。ルーズベルト大統領は来る一九三四年一月三日第七十三議會第二會期開會以前銀の本位貨復歸を断行しやうとして右具体案を考慮中である。米國議會が銀協定に批准を與へるものと信ずる。

此の事あつて後十二月十四日印度よりニュー・ヨークの銀塊市場に十月以來始めて五十萬オンスの買注文が来たとの報が傳はり銀關係方面に非常な興味を起してゐる。目下ニュー・ヨークの相場はロンドン及びボンベイの相場を上廻つてゐるので、ニュー・ヨーク市場で買つて他に轉賣して鞘取りすることは不可能であり、且つ従来印度及び支那は毎年世界産銀の大量を買つて大量

の銀を保有してゐる事情からみて何故の買注文かと種々の噂が傳へられた。

(D) 銀復位実現の努力

ピットマン氏はルーズベルト大統領が銀に關し何等の措置をとらないので激昂し十二月十一日(一九三三年)新聞記者に対して飽くまで銀復位の實現を期すべきことを述べて

左の如く語つた

ルーズベルト大統領が最近銀の復位に關して何等かの処置を講じない場合は来るべき新議會が此の問題につき何等かの方策に出づることは確實である。未議會において銀法案を提出する議員は上下両院を通じて十数人の多数に上ることは疑ひを容れない。先

づ上院議員バートン、ホイラー氏の銀貨自由無制限鑄造案から政府による銀買上法案に至るまで各種の法案が用意されてゐる。而して解決案は銀法案通過後の産銀全部を銀幣に鑄造すべき旨を規定する法案が一番だと考へてゐる。即ちこれによつてアメリカの通貨は約三千萬銀幣の増加を見るわけである。

(四) ボラー氏の銀の本位貨併用説

共和黨の領袖にして上院議員たるボラー氏はルーズベルト大統領の頭腦トラストの一人たるウオアバーク氏との論争において「健全にして效果的な通貨制度は決して銀を除外すべきではない。即ち数億の人口に三千年未使用し来り今後未使用せんことを希望して

るる貨幣を回復してやらないうる通貨制度は將來において到底健全且つ效果的なものと看做すことは出来ないうといつてゐる。而して銀を本位貨に併用することによつて一層廣汎な金屬本位制を確立すべきであると主張してゐる。(本書第十二章通貨政策論争二七五―二七八頁)

ハ西部諸州議員の銀の本位貨併用に関する意向

又ネヴアダ州選出民主黨下院議員スクルーアム氏はルーズベルト大統領の通貨政策に対する議員の賛否の意向を知るため、西部諸州選出下院議員の私的投票を求め十二月一日(一九三三年)その結果を發表した。即ち西部議員二十五名はルーズベルト大統領の政策特にインフレーション政策に賛成し且つ通貨本

位として金の外に銀を即時併用すべきことを勧告する案に賛成した。旨を聲明、左の如く附言した。

この投票の主目的は現在ルーズベルト大統領の通貨政策に対して一般に種々の非難があるがそれにか拘はらず来るべき議會においては大統領の政策が強い支持を得るだらうといふことを実證せんがためであつた。この投票の結果銀を通貨本位に併用するの案にか強き支持があることが明かとなつたわけぞ、余は大統領の政策中に何等かの方法で銀を金と連繫せしめんとする案が含まれてゐると信ずる十分な理由をもちてゐるのである。

右に關し下院議長レーニ氏は語つて曰く
余はスクルーアム氏の行つた投票の結果を見たもので

余亦これを是認したい。余は銀に關して何等かの立法が行はるべきことを希望する。

(一)下院議長レ
ニ一氏の銀自
由鑄造説と
議會の大勢

傾きつつあることを述べて左の如く語つた。

若しルーズベルト大統領が次期議會に銀の自由鑄造案を提出すれば易々と通過するであらう。殊に下院は今やこの問題に対して大に氣になつてゐる。余はルーズベルト大統領の銀問題に対する見解を未だ知らないが、政府の通貨政策が何であれ、議會はこれを支持

するに吝かでない。余は銀復位の場合、その金に対する比率を二の対一とすべきが至當だと考へる。これについてはインフレーション回避方法はあるだらう。何れにしても銀貨を使用し、銀を好む人口が世界の半ばに達してゐるといふことは顕著な事實である。生涯銀復本位のチマムピオンとして終つた屢次の大統領候補者ブライアン氏は實に達識であつた。

一一

銀國際協定の
批准と聲明

ト大統領は第七十三議會を前にして又之を放棄して置く

銀復位問題即ち銀の買上及び自由鑄造の要求は前述の如く次第に白熱化し來つた。ルーズベルト

わけにゆかぬ。若しルーズベルト大統領が何時までか何等の措置を講ぜぬ時は、明年一月新議會に熱狂せる議員は無謀なる法案を提出して大統領を手古摺らすやも知れないといふ虞れがある。そこでルーズベルト大統領は意を決し十二月二十一日（一九三三年）銀の國際協定に批准を與へ同時に之に基き財務省に対し銀の買上方を命令し、直に布告を以て之を公布すると共に左の如き聲明書を發表した。但し此の發表は其の日の銀塊市場引け後であつた。

聲明の内容

余は前議會において余に許與せられたる明確なる権限に基き本日布告を以て銀に関するロンドン協定の批准をなし、該協定は既に政府によつて実施せられ、且つ余の諒解するところによれば他の關係諸國も亦之を實施せんとしてゐるものである。

余の布告により今後米國內及びその屬領において産出せられる銀より基準銀弗を鑄造するため、我國の造幣廠を開放すること、なる。但し右鑄造のための銀提出者は其の半量を鑄造税並に一切の通常鑄造費用として政府に提供することを要する。即ち此の種新産銀の半分を以て鑄造せられたる銀弗は原提出者に返還せらるべく、残り半分は政府に引渡され財務省に依り保有せらる。

のである。

銀協定の條件

ロンドン經濟會議において六十六箇國政府代表が全員一致を以て我米國政府の提案に係る銀決議案を採擇したことを記憶せられるであらう。

右決議の要旨は賛成各國が銀貨の鑄造し乃至品位下落政策を執り又は実施せず、且世界市場における銀の價格を下落せしむるが如き立法を為さざることであつた。然し苟ら右銀決議は銀の大産出國及び銀の大保有國若しくは使用國政府が世界市場に対する不自然なる銀の過剰供給を為すべきことを防止するの協定を結ぶことを條件としたものであつた。

過剰供給の中和

而して此の協定は素より銀の生産制限と銀貨鑄造しによる過剰供給の中和を行ひ、需要供給の調整によつて銀の價格を統制せんとする目的のものである。

蓋しインドは世界市場において何時にても又如何なる價格においてか數億オンスの銀を処分する能力を持つてゐた。事實インドは世界の全銀鑛より産出する銀の總額と同量の銀を二箇年に亘つてインド銀貨の鑄造しによりダムピングする能力を有してゐた。此のインドの持つ力と其の実行に伴ふ不安とは全世界に亘り銀の價格と安定性を破壊するに十分なものである。

支那は協定に定められた一九三四年一月一日より一九三八年一月一日までの四曆年間銀貨の鑄造し乃至品

位下落によつて得られる銀の賣出しを許容せざることに同意した。インドも亦かゝる銀の賣出量を同期間中一箇年最高三千五百萬オンスまでに制限することに同意し、

スペインも右期間中同様銀を年額五百萬オンス以上賣出さざることと同意した。

而して右賣却後は上記諸國政府は余が最初に言及したロンドン經濟會議の一般決議に拘束せらるゝことゝなる。

新産銀の買上

但し支那、インド、スペイン各國が附したる該協定の條件として濠洲、カナダ、メキシコ、ペルー、米國の五箇國は各自國の新産銀中より右四箇年の期間中、年

額三千五百萬オンスまでの買上を為すべきことを要求された。

米國は其の大人口と大産銀の故に右協定期間中自國新産銀を一箇年最低二千四百四十二萬千四百十オンスだけ買上ぐることに同意した。

因みに一九三二年度における米國の産銀額は二千四百萬オンスであつた。

一二

銀の買上方法
及買上價格

右買上命令に従ひ、明一九三四年より向ふ四箇年間毎年新産銀中より少くとも二千四百四十二萬千四百十オンスづつを買上ぐることに、なつたが、其の買上

方法によるときは

銀幣純分重量の金幣に對する現在の比率は本布告の目的のため、今後更らに命令又は布告により変更せらるゝまで存續する。而して銀幣純分重量の金幣に對する比率は基準銀幣の場合金一に對する銀一五九八八であり、補助銀貨の場合金一に對する銀一四九五三となつてゐるが、今回の新産銀買上げは基準銀幣鑄造の方法によるものであるから前者の適用を受け、一基準銀幣の重量四一ニ五グレイン（一オンスは四八グレイン）銀純分量千分の九百位で純銀一オンスの價格一幣二九仙となる。故に政府が其の半分を保有する結果、新産銀買上價格は其の半額即ち六四仙半となる勘定である。現在の銀市場價格たる一オンス四三仙（十一月二十一日）に比較するときには實に二一仙

半の高値である。

而して右新産銀買上げの方法は左の手續によるものである。

- 一、米國及屬領の産銀者は其の新産銀を米國 **送幣局** に提出して基準銀幣の鑄造を求むることを得
 - 二、政府は右により鑄造したる基準銀幣の半分を鑄造要請者に返還し、残りの半分を政府保有に歸せしむ
- 即ち鑄造銀幣の半分を政府が一種の鑄造税として取上げる為め現実に於いて鑄造要請者は銀を基準幣價格の半分（即ち一オンス六四仙半）で政府に賣却したと同様の結果となる。

此の買上げ未週（一九三三年十一月二十五日以後）より開始されることとなつ

たが、今夜（^{二十一日}）以後新らたに産出された銀に限るの
てある。而して其の買上銀は少くとも今後四箇年間（^{一九三}
^{一月一日}）_{まで}）財務省に保管されるのである。

大統領の銀
安定から金
安定への期
待

一三

次でルーズベルト大統領は翌二十二日新聞記者
との會見において銀安定問題に關聯し各國が金
安定の協定に達する見込あることを仄めかし大
いに注目されてゐる。即ちルーズベルト大統領は語つて
曰く

世界の銀安定は極めて有望となつたが、之は甚だ良い
徴候で余は更らに此の銀安定が將來今一つの交換媒體

（明かに金を意味す）にも及ぶべきことを期待するも
のである。

一四

銀買上聲明
に対する各
方面の意見

右銀買上聲明に対する一般の批評を見るにピツ
トマン氏等銀論者以外の者は、これによつての
み景氣回復を圖らんとするは困難であり、殊にニユーヨ
ークにおける銀市中取引相場は依然として市中公表相場
が基準となつて、政府の買上値は基準とされない位であ
る。又米國には一億オンスの銀が死藏されてゐるが新産
銀買上値段が直ちに此の保有の舊産銀の値まで吊上げる
には分量的に無理であるとせられてゐる。今各方面の意

見を掲ぐれば左の如くである。

ピットマン氏の大満足

で左の如く語った。

銀國際協定の生みの親たるピットマン氏は此の素晴しきクリスマスプレゼントに喜色満面の態
大統領の今回の措置は世界の銀價を六四仙半に安定する結果となり、これによつて米國の輸出貿易には著しい改善が齎らされるものと思ふ。未だ國際協定に批准せざるカナダ、濠洲、ペルー等も同様の行動に出づるものと信ずるが銀價を引上ぐることはこれ等諸國の爲替價格を同様の程度に引上ぐることとなるべく、これに附隨する購買力の擴大は更に物價昂騰の一助となる

であらう、此のことはやがて米國の景氣回復を大に促進し、經濟界の常態回復を速かならしめるであらう。

然しながら銀價及物價は微騰に止まり、ピットマン氏の考へてあるやうには効果はなかつた。

下院議長レーニー氏の意見

又下院議長レーニー氏は新産銀の買上のみでは不十分であるとして、銀を急速に買上げ之に対し金を以て償還し得る銀證券を發行して完全な金銀複本

位制度を樹立することが物價を一九二六年（昭和元年）當時の水準に回復する上に是非必要で、これを実行すれば金銀の比價を決定することなどは不必要であると主張し

（イ）ニューヨーク銀市場の動静

ニューヨーク銀市場の動静を見るに其の日の市中銀塊相場は四三仙にして翌二十二日（金曜日）四四仙二五となり僅かに一仙四分の一の微騰を示したが二十六日には四三仙半と低下した。これに関しニューヨーク著名の銀塊仲買商ハンテール・マン商會は左の如き聲明書を發表した。
毎日公表される市中現物相場は所謂外國銀に對してのみ建てられるものであり、工業用並に工業用として賣渡される値段も右の市中公表相場が基準となる譯で政府の買上値は基準にはならないのである。

（ロ）ニューヨーク株式街の觀察

國內新産銀の買上げに關する大統領の聲明は十二月二十一日の夕刻であり、既に各種取引所は大引後であつたが、株式街の人々は流石に此の聲明に一驚し寄々議論が取り交はされたが、一般には銀相場は無論昂騰（實際は微騰）すべく從つて鑛山株の取引は一齊活況を呈すべしと見てゐるが（ホームステイク探礦株は十二月二十一日二十九五帯が翌二十日には三〇〇帯となる）一部では此の政策が果して相當の期間世界の銀市價に著しい影響を及ぼし得るかどうかは疑問であるとしてゐる。何となれば米國の銀産額は約二千四百万オンスで世界の産額約一億七千万オンスに比すれば僅かに六分の一に到達しないのであるからである。而して今回の行動は要する

に議會を控へてインフレ論者に拒口令を敷かんとする政治的意味において行はれたものであると見て、これが極東貿易に及ぼすべき影響については意見區々である



ロンドン銀市場の見解

十二月二十三日イギリス諸新聞は異口同音米國の銀政策警戒の必要を力説してゐるが、一方ロンドンの金銀塊仲買商は左の如き見解を發表した

吾々は銀の公定價格昂騰に刺戟されて米國の内外における銀の生産増加を見るべきことを虞れるものである米國政府の銀買上げは嚴密に米國內の産銀に限られて居り、且つ其の價格も全然國內的のものであるから世界市場における銀價格に対しては殆ど影響を及ぼさない筈である。銀價格は一時的に昂騰するかも知れないが、ルーズベルト大統領の今回の舉は結局において銀の賣叩きを誘致する原因となるであらう。

此の見解は大體において當を得て居るといへる、即ちロンドン銀塊相場を見るに十二月二十一日は一オンス一八片半であつたが、翌二十日は一九片の六となり、二十三日には一八片八一となり、二となつてゐる。結局大したことでないかつた。



上海市場への影響

ルーズベルト大統領が銀國際協定を批准し、且つ銀買上の布告を出したとの報は、銀と關係最も深き上海市場において果然大センセーションを惹起し、

思惑筋は猛烈に銀買弗賣を行つたが、一方銀行筋は静観して動かず雲行き不穩に見えた、然し市場は其の後大分平靜となつた、これはルースベルト大統領の銀買上げ布告が單に國內産銀に限るものであることが判明したからである。(一九三三年十一月二十二日)

銀自由鑄造論者の大團結

かくて一九三四年一月三日開會の新議會を控へて然かも一九三三年も終らんとする十二月二十

九日民主黨上院議員ホイラー氏は銀自由鑄造論者の大同團結を圖らんとし、上院有志議員十八名の會合を開いた。出席者は民主黨議員十四名共和黨議員三名農民労働黨議員一名にして外に九名の上院議員は決議案を支持する旨の電報を寄せた。此の會合は一月三日(一九三四年)より開かれる新議會で、金銀自由鑄造案を通過させるための最初の運動として注目された。参集各議員はいづれも金の自由鑄造案に賛成し左の決議をなした。

我々は金銀複本位制即ち金並に銀の自由無制限鑄造に賛成するものである。而して此の場合の金銀比價は法

律を以て規定すべきものである。右に關しホイラー氏は左の如く語つた。

余は来春早々開かれる議會の初日に此の銀復位法案を提出する所存である。而して金銀の比價は一對十六とすべきことを提議する筈である。余は此の銀復位法案が議會を通過すべきことを確信するものである。銀の復位は世界の物價を引上げるため必要であり、此の法案が議會を通過すれば銀本位國並に銀産出國に対するアメリカの貿易を實質的に助長すること、亦らう、即ち従来銀安に乗じてアメリカに投賣されてゐた東洋方面の物貨はこれによつて阻止されること、ならう、我々は此の銀復位によつて世界の基本貨幣が實質的に倍加し、更にアメリカのみが單獨に金銀複本位を採用し

ても他國はその東洋貿易擁護並に各自の金融組織確保の見地からアメリカに倣つて金銀兩本位制を採用するの已むなきに至るものと思ふ。金銀複本位制はルーズベルト大統領さへ反対しなれば上院通過は確實である。然しながらルーズベルト大統領の拒否に遭へばこれに打ち勝つだけの票数は得られまい。

更にユタ州選出民主黨上院議員キング氏はアメリカの織物業関係者が右法案を支持すべき旨を述べて左の如く語つた。

アメリカの織物業は日本及び支那の猛烈な競争に壓迫されてゐるが、右は日本及び支那の織物製品がその貨幣價値の下落に乘じ昨年比し数百パーセントの増加を見てゐるによるものであるから、此の競争を阻止す

べき銀復位法案は極力これを支持するであらう。而して本決議案は一九三四年一月四日上院へは右キング氏下院へは二月十六日スクール・アム氏によって同時に提出された。

一六

キング氏の複本位制採用決議案提出

一九三四年一月三日第七十三議會（第二會期）は開會した。

民主黨上院議員キング氏は銀自由鑄造大同團結における決議の趣旨により一月四日上院へ複本位制採用決議案を提出した。其の案の内容は左の如くである。

一、金一銀一六の法定比價を以て複本位鑄貨を行ふこ

と

- 一、金銀共に無制限自由鑄造制度を認めること
- 一、現存銀貨に対して一対一六の比率を擴張適用するること

一七

スチカール氏銀十億弗買上案の提出

次で下院銀行通貨委員長ヘンリー・スチカール氏は一月六日（一九三四年）近く銀買上法案を提出すべしとて左の如く語った。

米國政府の通貨政策において、従来銀が餘りに輕視されて来た。余は近く銀價吊上げ法案を下院に提出する考へであるが、其の内容は

先づ財務省をして即時十億弗の銀を買上げさせ、其の後更に毎月国内の産銀一箇月分に相當する銀を買上げる権限を附與せんとするものである。

一八

民主黨上院議員トーマス氏は一月十二日全國委員會及び上下両院の銀派議員を網羅せる貨幣制度改革運動の巨頭連を召集し貨幣改革案を今議會に提出することに一致するやう努力することとなつた。然るに一方ルーズベルト大統領は一月十五日弗貨の平價切下に関する特別教書を議會に送つた、其の

弗貨の平價切下に関する大統領の特別教書における銀問題並銀の輸出禁止

中銀に付ては

銀問題については余はロンドン銀協定並びにアメリカの貨幣政策の結果を十分見極める必要があると考へるので、銀問題に関しては何等言及しないこととした。といつた、而して其の日行政命令を以つて、政府の特許なくして銀貨を輸出することを禁止した。

ホイラー氏の銀價平上を目的とする修正法案

の銀の使用を公認せしめんと同志を叫合し、運動を起さん、

一九

一月十七日(一九三四年)弗貨の平價切下に関する法案の両院に提出せらるゝや、上院の銀論者は此の法案の両院通過前、是非とも本位貨として

と準備してゐたが、一月二十日金銀間法定比價を設けて、銀の自由鑄造を認める銀復位運動を一時中止し、邦貨の平價切下に関する法案に対する修正案として、新らたに銀價吊上案を提出することに決した。而して一月二十日、ホイラー氏は愈々其の法案を上院に提出した。右ホイラー氏の提案によれば、政府の原案を修正し、政府をして直接的銀買上げを行はしめんとするものので、右買上げは七億五千オンス（十億オンスを變更）を限度し、毎月五千万オンス宛銀買上をなさしめ、金銀比價が一對一六の比率に達するまで續行する。といふのである。而して此の修正案は一月二十七日上院において四三對四五票の少数の差を以て敗れた。例へ敗れたりといへども斯く多数の賛成者を得たるは、共和黨員

の支持と共に所謂銀ブロックと目さるゝ連中の支持があつたためである。然しながらロビンソン氏が此の銀價吊上案はルーズベルト大統領の通貨政策と矛盾するものであると、縷々説明したことは、遂に法案の運命を決するに至らしめた。

二。

ピットマン氏の銀修正案

ホイラー氏の銀價吊上修正案は、僅か二票の差で否決されたが、其のかはりに一月二十七日

（一九三四年）ピットマン氏の銀修正案は上院において可決された。同法案は国内において買上げた銀に対して、大統領に銀證券發行の権限を與へると共に、外國銀に對して

高率の鑄貨税を制定せんとするものである。尚ほ同法案は大統領において銀弗の純分を大割まで縮減することによつて、金と銀弗との比率を維持せしめる権限を附與するもので、昨年特別議會を通過したトーマスのインフレ條項に新なる條項を追加することゝなる。かくて銀の無制限鑄貨の権限を與ふるものであるが、更に同法案は大統領に対し次の権限を附與するものである。

- 一、国内の産銀業者に対して、銀弗の代りに銀證券を發行せしめ、且つ現在の銀證券償還用以外の財務省保有の銀塊並に銀弗に対しても銀證券を發行せしめる。
- 二、国内産銀の鑄造税を新に定め、又外國銀の鑄造に對しても鑄貨税を徵收する。

三、金弗の純分引下げと同率に、銀弗の純分を引下げること

四、補助貨と銀弗との比率を維持するため、補助貨の量目を適當に切下げること

右修正案は、弗貨の平價切下に関する法案即ち一九三四年金準備法に左の條項として追加された。

大統領はその裁量により、ロンドン銀協定に基き、国内生産者より銀を買上げ、その代償として銀券を發行することを得

財務省當局が
銀市場調査

銀問題が斯の如くそれからそれへと發展するの
で、銀問題が次に述ぶるが如く眞に國民の意志に
基かず背後に思惑筋が活動してゐると睨んだルーズベル
ト大統領は、財務省をしてニユーヨーク銀市場における現
物定期の別なく、總ての手持筋の住所氏名の調査を開始し
又銀塊退藏者をも探査し始めた。(一九三四年
二月五日)

二二

銀思惑熱の
擡頭

米國に於ける銀復位論は、其の勢力旺盛なる餘り
政府の銀に対する態度が消極的なるにも拘らず
銀の思惑熱が擡頭して来た。其のために銀の種々を様相

に異変を呈した。其の主なるものを要約すれば、

- 一、相場の高騰
- 二、定期取引の激増
- 三、銀輸出国より輸入國への轉換
- 四、銀退藏の増加

等を擧ぐる事が出来る。今右四項につき左に検討しや
う。



銀相場の高騰

先づ銀相場を見るに、一九三二年十二月平均相場
は一オンス二五仙の一といふ安値であつたが、

漸次騰貴して一九三三年十二月平均相場は四三仙五五と
なり、一九三四年二月平均相場は四五仙二三となつた。

取引高の増加

右の如き市價の騰貴に伴ひ、銀の取引も其の数量を増加してゆくのは自然の勢である。ニユーヨーク商品取引所金物部における銀塊取引所出来高を見るに、左表の通りにして一九三二年の取引高は年額三億千五百萬オンス平均一箇月二千六百萬オンスであつたものが一九三三年に至つては、ルースベルト大統領の就任後其の数量を増加し、四月よりは一億オンス台となり年額十億六千八百萬オンス平均一箇月一億二千二百萬オンスに上り一九三二年の約五倍となつた。

一九三四年に入つても一月中には一億三千七百萬オンス二月中には一億八千八百萬オンスでいづれも一億オンス

台を下らないのである。

ニユーヨーク商品取引所における銀塊取引高表 (単位百萬オンス)

月次	年次		比較増減
	一九三二	一九三三	
一月	二〇	二〇	〇
二月	二五	四五	二〇
三月	二五	四〇	一五
四月	四一	五一	一〇
五月	一九	四八	二九
六月	一四	五二	三八
七月	一六	七〇	五四
八月	五二	一七	六五
九月	三一	三七	〇六

平均一箇月	月次			比較増減
	十月	十一月	十二月	
	一九三二	一九三三		
計	二二	一一四	九二	
	三一	二六二	二三一	
	一九	一一二	九三	
	三一五	一四六八	一一五三	
	二六	一二二	九六	

輸出から
輸入への
轉換

更に注意すべきは、米國が銀の輸出國から輸入國に轉換したことである。メキシコに次ぐ世界有数の銀産國たる米國の銀産額は、國內の需給を充して左ほ餘りがあり、其の剩餘は毎年支那、インド等へ輸出される

例であつた。統計上に若干の輸入も現はれてはゐるが、それは仲繼貿易としての輸入又は取引上の調整の必要より行はれたものであつて、其の額は輸出額に比し非常に少なかつたのである。

然るに其の後世界的不景氣の到来と共に支那及びインドの購買力は減殺せられ、國內の需要へこれは主として美術工藝品も著しく減少し、一方これにつれて米國の銀産額も著減したる結果國內における銀の需要は、ほゞ過不足なきまでに均衡がとれ、輸出は昔日の如く旺盛でなくなつた。而してこれに續いて起つたのが、銀の輸入超過といふ逆轉形勢である。即ち一九三一年からは輸出入額とも著減を示しながら輸入額は常に輸出額を凌駕し、殊に一九三

一九三〇	一九二九	一九二八	一九二七	一九二六	一九二五	一九二四	一九二三	一九二二	一九二一	一九二〇	一九一九	一九一八
五四四	八三三	八三七	七六六	九二二	九九九	一一〇	七二二	六三三	五二二	一一四	二三九	二五三
四三	六四	六八	五五	七〇	六五	七四	七四	七一	六三	八八	八九	七一
一一	一九	一九	二一	三二	三四	三六	〇〇	〇〇	〇〇	二六	一五〇	一八二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	八	一	〇	〇	〇

三年の如きは輸出額の千九百萬弗に對して輸入額は六千萬弗に急増し、入超額は實に四千百萬弗に上つた。此の原因は主として銀價昂騰見越しの思惑輸入によるものである。あつて、昔日の出超と對比して、此処に一大異変を見るのである。

銀輸出入表

一九一七	一九一六	一九一五	一九一四	一九一三	年次
八四	七一	五四	五二	六三	輸出
五三	三二	三四	二六	三六	輸入
三一	三九	二〇	二六	二七	輸出超過
〇	〇	〇	〇	〇	輸入超過

(單位百萬弗)

年次	輸出入		輸出超過		輸入超過	
	輸	入	輸出超過	輸入超過	比較	比較
一九三一	二六	二七	〇	一		
一九三二	一四	二〇	〇	六		
一九三三	一九	六〇	〇	四一		

銀貨の増加

○
 ところろで右の輸出入額について、これを数量で見たいものは正式発表がない、それは右輸出入額の中には銀貨をも含むてゐるからである。然し大體の見積りでは銀塊及び銀鑛としての入超は

一九三二年には

約

一七、〇〇〇
 一八、〇〇〇
 千オンス

と見られてゐる。然るに一方ニューヨーク商品取引所指定の倉庫内に貯藏されたる銀の在荷は、左の如く最近一億オンス以上と存つてゐる。これを一九三三年十月頃の在荷と比較して、二倍近くに増加してゐるのである。

一九三三年

十月二日

五七、六〇〇
千オンス

十六日

五七、九〇〇

十一月一日

五六、六〇〇

十五日

五八、九〇〇

十二月一日

七一、七〇〇

十五日

八一、二〇〇

一九三四年

一月二日

八六、五〇〇

十五日

二月一日

七日

一〇四七〇〇

一〇八六〇〇

一〇九二〇〇

而して更にニューヨーク商品取引所指定以外の倉庫における銀の在荷其の他ニューヨーク以外の各地の在荷（政府保有分を除く）を加へるなれば優に二億オンスを算するであらう。これは即ち米國における銀退藏の激増を物語るもので同時に銀入超の事実と共に銀に対する思惑熱の旺盛振りを示す一事例である。

二三

トーマス氏の主張する銀復位案

骨子は

財務省の銀投機調査に着手したと傳へられると、政府は銀復位を断行し、正貨準備の一部に採用するに決し、目下具体的成案を練りつゝある。而して其の案の

一、大統領に対し正貨準備の四分の三を金、四分の一を銀とする旨を布告する権限を與へる

一、現在アメリカに在る貨幣用銀を金一に対し銀二四乃至二〇の間でスライディングスケール式に大統領が決定する即ち恰む金において舊邦の五割乃至六割の間で大統領が自由に平價を決定し得る如くである。

一、財務省は國內の貨幣用銀を全部收用すると共に現在及び將來における通貨の準備として銀塊の形にお

いてこれを保有する。といふのである。右に対し トーマス氏は二月十日（一

九三四年）左の如き独自の復位案を主張した。

- 一、現在の弗即ち舊金弗に対し約四割一分方の平價切下げを行つた弗を基準とする場合金銀比價を一對二
- ハとする

- 二、將来更に金弗が舊平價に対し五割方の平價切下げを行つた場合には金銀比價を一對三二とする

これによつて見るに、ルーズベルト大統領の真意はこれぞるも、側近者或は當局において斯る案も出来つゝあるのではないかと思はれる。何となれば若し全くの誤傳とすれば、トーマス氏の如き有力者がこれに対し應戦する筈

がないからである。

二四

スクルーパー氏の
新銀法案

然しながら銀復位論者の最有力者ピットマン氏は二月六日（一九三四年）財務省訪問の結果ル

ズベルト大統領は銀貨純分の改訂を行はぬであらう。何

となれば大統領は何よりも第一にカナダ、ペルー、スベ

イン、支那等の各國が一九三二年ロンドンにおいて締結

せられた銀の國際協定に批准することを望んでゐるやう

に察せられたからである。此の觀察は正しかつた。それ

はつぎ／＼現れる銀問題に関し自然と判明する。

銀純分改訂は全く待ち呆けとなつた。そこで現れたのが

ネヴァダ州選出民主黨議員ジエームス・スケルパー氏は二月十六日新銀法案を下院に提出した。同法案の要旨は次の通りである。

- 一、財務省は今後六箇月間に亘り毎月少くとも二千五百萬オンスの銀を購入する。
- 一、六箇月以後は毎月十萬オンス宛購入し、總額十億オンス又は金銀の代價が一六に至つて止む。
- 一、購入銀塊に對しては銀證券を發行し、右銀證券を提供する場合には市價により銀塊兌換に應ずる。
- 一、而して兌換により減少した同額の銀は、直に補充するものとする。

フイーシング
ー氏の銀買
上法案

他方オハイオ州選出民主黨議員フイーシングー氏以下下院の銀論者達は「百人委員會」なるものを組織し参加者に對し次の如き銀十五億オンス買上法案の支持を要請してゐたが、(一九三四年三月五日) 下院へ提出した。

- 一、價值測定の手段として金本位制が不適當不確實のものとなることを防止する目的のもとに、且つ現在我々が経験しつゝある金帛の購買力變更に基く種々の不幸を回避し、金を従前の如き立場に復せしめる目的のもとに、銀の貨幣的使用を復活すること。
- 一、財務省は銀を買い上げこれを通貨發行準備として使用することを得。

一、財務長官は銀證券を發行し、これを現在の金證券と全く同等の取扱をなし決定通貨として認めること

一、財務省は銀證券を以てする對價支拂が受入らるゝ限り、世界市場において可能なる最低價格を以て銀を買上げること

一、銀買上量を十五億オンスとすること

此の銀買上法案は三月十日下院鑄貨委員會を十對四で可決し、直に下院本會議へ提出せられた。

銀の貨幣的使用擴大に關するランド氏の意見

全アメリカの財政經濟の専門家を網羅する國民委員會の委員長ジー、エツチ、ランド氏は二月十九日（一九三四年）下院鑄貨委員會に通貨問題に關する意見を求められ左の如き意見を開陳した。

政府は銀の貨幣的使用を擴大すべきで、通貨中に恐慌が襲来しても破壊されたり、蒸發し去る心配のない金銀貨の率を増加したがよい。従来通貨政策は政治や銀行業に禍されてゐた嫌ひがあるから、此等から切離した恒久的通貨問題の機關を設置すべきである。尚余は為替安定資金から五億弗を流用して、銀の買入を行ふことを勧告するが、十分な銀を手に入れやうとするには、勢ひ例へば支那のやうな外國から銀を奪ふことになるが已むを得ず

次でランド氏は政府の通貨政策を大體是認したが「金價三五弗は低きに失する四一弗三四仙が適當と信ずる」と述べた。尚「下院議員ダイス氏の五年間に米國の銀貨を十億弗殖やさうとする銀法案は金額が少いが役には立つ」と賛意を表した。

米國銀政策の影響を被りたる支那の苦境

米國の銀價吊上策が漸次効を奏するや、其の影響を被りたるは支那にして、支那經濟界は銀高恐慌に脅えつゝ、財政當局は非常なる狼狽振りを示してゐる。即ち財政部長孔祥熙は、取り敢ず銀の輸出禁止

二七

計畫のことに對策を練りつゝあつたが、支那の現状が銀の輸出を阻止するを得ず、結局銀高恐慌は必至の勢だとの悲觀説が唱へられ、孔氏は連日上海銀行界領袖並に金融専門家と鳩首對策を協議し

- 一、先づ銀の輸出量の制限を行ひ必要によつては輸出禁止を断行する。
- 一、現行二分二厘五毛の銀の輸出税を、伸縮性ある増率方法に改めること。
- 一、銀に関する國際協定の批准を延期すること。
- 一、銀高によつて輸入激増の虞ある貨物に対する関税率の引上げ。

等が考へられてゐるが、未だ具體案は得られない模様であ

る。(一九三四年二月二十三日)

銀準備による
通貨発行法案

上院民主黨議員トーマス氏は、二月二十八日（一九三四年）一月一日以降毎月銀を基礎とし、最大限一億弗の新通貨を發行する法案を、作成議會へ提出の準備を整へた。

右に關し氏は多数の人々が同法案を支持して居り通過は確實だと語った。

二九

銀による戰債
受入法案

ユタ州選出民主黨下院議員アベ・マードック氏は、歐洲諸國政府に対し、對米戰債の一部を銀で支拂ふやう要請する法案を立案中であるが、同法案の骨子は左

の通りである。（一九三四年三月一日）

- 一、戰債の一部を銀を以て支拂ふやう、歐洲諸國政府に對し直に照會を發すること。
- 一、右受領銀を擔保として紙幣を發行し得ること、するること。

三〇

ダイス氏の農
産物銀塊交
易法案

テキサス州選出下院議員マーチン・ダイス氏は、三月五日米國の過剩農産物を銀を對價として受取る便法によつて外國へ輸出處分し、一種の物々交換の原則のもとに農村を救済すると同時に、産銀國及び銀保有國との貿易振興を圖らんとする方針を以て政府をして諸外國と

交渉せしめんとする目的を以て農産物銀塊交易法案を下院へ提出した。同法案の要旨は左の通りである。

一、アメリカの過剰農産物の輸出を受くることを約する国に対しては、其の代價を銀を以て支拂ふことを許す取極めとなすべく交渉すること

一、支拂に當つては銀は時價を基礎として計算し世界市場の時價より最高限二割五分高までの計算を許すこと

一、但し前項の超過計算部分は、其の總額年四億弗を越ゆることを得ず

一、右對外交渉をなすために新に一局を設け大統領、財務長官、商務長官、農務長官をこれに參與せしめること

一、同局が外國より收受せる銀は財務省に託し、財務長官

は此の銀塊を準備として通貨を發行することを得

右法案は下院鑄貨委員會において十二對二で可決し、フィ

シンガト銀買上法案と共に下院本會議へ提出せられた。

而してフィインガト案とダイス案は銀の二大法律案として注目せられてゐる。

三一

ホイラー氏の
銀折衷法案

ホイラー氏及びダイス氏の提出に係る銀二
大法案が三月十日（一九三四年）下院鑄貨委員會を

通したばかりであるのに、同月十二日上院民主黨議員ホ

イラー氏は「右両案の「折衷案」と銘をうつて左の如き

法案を上院に提出した。

- 一 政府に対し金銀の比價が一対一六に在るまで毎月五十萬オンスの銀を買上げる権限を附與する
- 一 買上額は十億オンスを以て最大限とす
- 一 買上價格は財務長官之を定む
- 一 買上げたる銀塊を引き當てに銀證券を發行す

三二

財務長官の
銀政策不変
の聲明

ファイナンシングの銀十五億オンス買上法案ダイスの農産物と銀塊交易による銀法案に續いて、ホイラーのこれ等の折衷法案が出た。かうなると政府も何とか対策を講ぜねば流言蜚語が行はれ益々銀思惑が盛ん

になる。そこでモルゲンソウ財務長官は、三月十五日（一九三四年）新聞記者團との會見において、現在のところ政府の銀政策に変更を加へることには、反對の旨を次の如く述べた。

最近余は此の問題について調査を進めてゐるが、銀價吊上を高唱せる人の中一部の者は、必ずしも全然公平無私の心をわつて、此の運動をやつてゐるものでないことが判明した。従つて彼等のいふところに従つて今直に銀政策を変更することは宜しくない。右に関する報告も手許にあるが、これは發表しない積りである。

尚ほ此の聲明は、銀市場にとつて全く豫期しなかつたものであるから、十五日のニューヨーク定期銀塊は一般の投物殺到し相場は一時一七のポイント乃至一九のポイント方

の大暴落を演じた。ロンドンと上海筋からの買支へもあり又少量の思惑買も出たが相場は大して引戻すに至らず結局前日引値に比し各限一四のポイント乃至一七のポイント安に大引けた。一方市中銀塊公表相場は前日の四六仙八分の六に比し八分の七仙安の四五仙八分の七となつた。

三三

財務長官の聲明に對する一部の觀察

財務長官の此の聲明は俄然各方面のセンセーシヨンを惹起してゐるが、一部ではかく政府が銀政策の変更を保留してゐるのは、これを以て復興計畫上における障害除去の豫備手段と見なさんとしてゐるのであつて、復興計畫が今後行腦みを呈することある場合政

府は何等かの銀政策を以て局面の打開をはかるべく最後の切札として残してゐるものであると見てゐる。

三四

銀ブロックの激昂

財務長官は三月十五日（一九三四年）下院鑄貨委員會委員と會見協議するところがあつたが、各委員は政府が承認し難しとする銀法案は必ずしもこれを強要はしないが、現在議會に提出されてゐる各種の銀法案のいづれか一つについて何等かの妥協が出来ないものかとの希望を述べた模様である。

尚財務長官今回の聲明に對する議會銀ブロックの激昂は想像に難からず、殊に一部銀論者中には全然私慾を離れ

て運動せりと認め難きものありとの語に至つては、議會
 銀ブロックの神経を痛く刺戟し、かねて強硬なる銀復位
 論者と認められてゐる下院議長レーニー氏の如きは、
 余は来る十九日（月）ダイス法案並にフイーシンガー案
 の採決を許し、銀問題に対する下院の賛否を圖る積りだ
 といきり立つてゐる。
 一方上院においては、上院銀ブロックの財務長官に對す
 る反感は、俄に尖鋭化し、三月二十日財務長官に對し、銀
 退藏者の氏名提示を要求する一決議を可決した。

三五

銀問題で政
 府と下院の
 對立

財務長官の聲明に激昂したる下院銀ブロック議
 員等は、三月十九日ダイス法案及びフイーシンガー
 法案を上程し、一気に可決せんとの氣勢を示したので、ル
 ーズベルト大統領は、下院議長レーニー氏を招いて懇談す
 るところがあつた。又モルゲンソウ財務長官は、貨幣顧問
 として頭脳トラストの一人たるロゲマース教授を、銀問
 題調査のため支那へ派遣する旨發表したが、下院はルー
 ズベルト大統領の要請もあるのぞ、フイーシンガー法案を
 のみ引込めて討議を延期し、ダイス法案だけを上程し、二
 五七對一一二（議員数は四三五）の多数で可決し、これを上院へ廻
 附した。
 更に下院においては、討議を延期した。フイーシンガー法案

の審議再開運動が起つておる

ロヂヤース教授支那派遺に對する上院銀ブロック議員の憤激

三六

モルゲンソウ財務長官が三月十九日(一九三四年)銀問題調査のためロヂヤース教授を支那へ派遣するについて

銀高が果して米國の對東洋貿易に非常に役立つかどうかを、経済的に調査せんとするもので、決して政治的意味を持つものではない。と語つたが、同教授の支那派遺を名として、今期議會では銀問題の根本的討議を封せんとする政府の策略であらうといふことに、大体觀測は一致し、銀ブロックを憤激させて

出征軍人恩給及官吏減俸復治案に關する大統領の欺北

三七

るるが、殊に上院における銀ブロック議員は、此の派遺を以て無用にして、且つ馬鹿げたもので、徒に上院に反對し、これを侮辱するものであると称して居り、銀問題はとう／＼米國政界の大問題となつた。然しながら、ダイス法案が、たとへ上院で可決されておるルーズベルト大統領は、これを拒否するであらうと見られてゐる。

かく銀問題が紛糾してゐる中に、ルーズベルト大統領の面目にも關すべき事件が起つた。それは、大統領が大戦出征軍人恩給支拂等に関する政府

の別途支拂案に対し、議會が出征軍人の利益のために恩給率を復治し且つ聯邦官吏の減俸（一割五分）を取消し元の率に復舊すべしとの修正案を附加したことである。此の復治のため政府の支出は二億二千八百萬弗餘の増加を要するのである。故にルーズベルト大統領は三月二十七日（一九三四年）之を拒否したのである。然るに下院は三十一日對七二といふ絶對大数を以て再可決し、上院は翌二十八日六三對二七といふこれ亦多大数を以て再可決した。元来大統領の拒否権を覆へすに必要なる数は、出席議員三分の二で足りるのである。然るに兩院ともそれ以上の多数を得たのである。これ復治案は法律としての効力を發生することゝなつた。今上院における投票の内訳を見るに

再可決賛成

共和黨	三三
民主黨	二九
勞農黨	一
計	六三

大統領支持

民主黨	二七
合計（出席議員總數）	九〇

である。此の大統領の拒否権顛覆は、従来ルーズベルト大統領が議會に対して持つてゐた統制力を失つたことを示すものである。要するに議會をして此の舉に出でさせた原動力は、出征軍人團と勞働組合で、最初勞働者側に壓倒された態であつたが、勞働組合で官吏減俸の復舊を問題

としてから、労働者側の利益も多分に考慮されるに至つて、此の結果を見たものである。

即ち三月に入つてからの労働界は、アメリカの自動車工業の労働争議に端を發し、鉄道、軍艦、船舶、飛行機の製作会社又は工場の労働者が並ひ立つて、大罷業勃發せんとした。其の原因は自動車工業会社が産業復興規約を無視し、労働者の団体交渉権を拒否したことにある。而して全米自動車工業會議所も強硬な態度を示したので、こゝに勞資の對立は益々悪化するに至つた。又全米鉄道従業員聯盟は、ルーズベルト大統領の賃銀問題、休戦半箇年延長の提議を拒絶し、會社側と折衝を開始し、一割減給をやめ、舊賃銀復活を要求したが、會社側はこれを一蹴したのみならず、逆捻的に更に一割五

分の減給をするかも知れないと聲明したので、總罷業は今や必至の情勢となつた。

其の他の労働争議も皆賃銀値上要求が原因なのである。

右の如き情勢であつたから、官吏の減俸復活は、労働の減給復活と軌を一にするものであるから、今秋の總選挙を控へた米國としては、怪しむに足らぬことであらう。

そこで大統領是か、議會否か、之れは四月頃（一九三四年）から行はれる各州の豫選と十一月の總選挙の結果が、決定するであらう。豫選は四月十日イリノイ州で行はれるものが先駆で、十一月の選挙では、下院議員の全部と上院議員三五名が改選される筈である。今回の官吏減俸復活で、両議員の歳費も引上げられたものである。故に共和黨上院議員ボラー氏は

年俸六千弗以上の聯邦官吏に対しては、一割五分の減俸を据置くこと

との決議案を提出した。因みに西院議院の年俸は一萬弗であるから、當然此の適用を受けける訳である。然し此の決議は成立の見込がない。

三八

大統領二週間の休養と其の意義

そこでルーズベルト大統領は、いきを抜くため健康上休養を要するとて、三月二十九日から四月十一日迄二週間西印度洋上で悠々自適の海上生活をした。此の二週間の大統領休養は何を意味するか、政府の経費節減案に反対し、大統領の拒否権を覆し、又銀問題

は紛糾し、與黨たる民主黨が、事毎に政府に反抗しつゝ、あるとき、殊に全國的大罷業の危機未だ去らざる時において、大統領が二週間といふ長い日数を休養に名をかり人を避け遠く洋上生活をなしつゝ、あるといふのは、容易ならざることである。思ふにルーズベルト大統領は、此の休養によりて、民主黨に反省を促すと共に、今秋の下院總選舉に備ふるため、捲土重来、新局面を打開せんがため、新籌畧を定めんとしたのであらう。兎に角ルーズベルト大統領は、四月十二日早朝休養地を發しワシントンに歸つた。其の彼の新著「我等の行く道」はニューヨークから出版された。

ダイス法案に
對する上院
トーマス氏
の修正と上
院委員會可
決

去る三月十九日（一九三四年）下院を通過して上院に廻附され、同時に上院農業委員會に附託されたダイス法案は、其の後上院における銀ブロツク議員の暗中飛躍等によつて審議ながびいてゐたが、ルーズベルト大統領が歸還の日に近づいた四月十日（一九三四年）に至り、農業委員會は漸くこれを可決し上院本會議に提出せられた。但し該法案には、上院議員トーマス氏提出の修正案が附加されてゐる。修正案の要旨は左の如くである。

- 一、銀の國有を断行する
- 二、毎月五千萬オンスづつを世界市價の最高値を以て買上げ、銀價が一オンス一帀二九仙に達するか或

は一九二六年（昭和元年）の物價水準が回復されるに至つて止む

- 三、かくして買上げた銀に対しては、一オンス一帀二九仙の割を以て銀證券を發行し、これによつて得られる差益は政府に歸属する。

四。

上院銀行委員
會銀の思惑
取引調査再開

曩に上院は、財務長官に對し、銀退藏者氏名の提示を要求して置いたが、四月十二日上院銀行

委員會は、銀取引仲買商に對し、現物賣買狀況並に一月三十一日現在の定期銀市場における賣買王取組状態に對し報告を提出するやう命じた。

右は昨春大財閥脱税問題を緒として開かれた上院銀行
通貨調査會査問官として手腕を見せた上院銀行委員會
法律顧問フエルヂナンド、ペコラ氏によつて取扱はれてゐる
が、これは銀復位反対派の策動と見られてゐる

大統領と兩院
有力議員との
會見

四一

洋上生活より歸還したルーズベルト大統領は
四月十四日（一九三四年）上院民主黨首腦部議員
翌十五日には、下院各派領袖を夫々ホワイト、ハウスに招
き、政府の希望してゐる。

関税獨裁法案

本案は三月二十九日（一九三四年）下院において一部修

正し上院に廻付したるが、上院は大統領の懇請によ
り、五月二日委員會の修正を経て可決した。而して
法案の要旨は左の通りである。

- 一、大統領に対し所定の限度内において、諸外國と
互惠協定交渉の権限を與ふ。
- 一、一九三〇年関税法中伸縮條項を廢止す。
- 一、右互惠條約の期間を三箇年に限定す（下院修正）。
- 一、大統領は右交渉に際し、外債の放棄取消しを行
ふを得ず（下院修正）。
- 一、大統領に対し現行関税率の五割を最大限度とし
て、関税の引上げ又は引下げを行ふ権限を附與す
る。
- 一、右関税率引下げに當つてはこれに先立ち、引下

株式取引所取締法案

げにより影響を蒙らるべき産業の聽問會を開くべし（上院委員會挿入）

本案は大統領の懇請もありて下院に停滞せしが、下院は之を修正して五月四日上院へ廻付した。下院通過の取締法案の骨子は左の通りである。

- 一、總ての株式取引所は、聯邦商業委員會へ登録することゝ要す。
- 一、聯邦準備局に対し、證據金最低必要額決定の権限を附與し、且つ平常時においては右證據金は四割五分とす。
- 一、人為的相場を現出せしむる目的を以て、プール設定其の他の思惑的手段を講ずることは、これを禁

止す

砂糖統制法案

本案は去る四月四日下院を通過、更に四月十九日上院を修正附で通過したが、其の後修正條項に關し、両院協議會の議に附せられたが、協議會は四月二十三日右報告書を採擇した。下院は両院協議會報告を同月二十五日可決し、大統領の手元へ廻附した。同法案の骨子は左の通りである。

- 一、米國內における砂糖消費高を一箇年六百四十五萬噸とし、これを國內産砂糖及び輸入砂糖に割當てる。
- 一、米國內の甜菜糖生産割當は、百五十五萬噸とする。
- 一、米國內の甘蔗糖は、二十六萬噸とする。

一、米國屬領における割當量は、農務長官の裁量に
よるものとする、

一、米國內消費用として輸入さる、キユーバ糖數量
は、キユーバ糖輸入割當總量の二割二分以内に限
定し、其の他屬領よりの同種の砂糖輸入量は、當
該各地よりの一九三一年乃至三三年における最高年
次輸入量を以てする、

通信事業統制法案

ルーズベルト大統領は、二月二十六日議會にアメリ
カ通信事業統制に関する教書を送つて、聯邦通信委
員會なるものを組織し、目下州際商業委員會並に無
線通信委員會の手に在る有線無線通信事業の監督權
を、右聯邦通信委員會に移さんことを勧告した。

右の委員會は、現存諸會社の業態を検査し、更に必要
なる立法を次期議會において行ふことを、議會に勧
告するの権限を與へられるものである。
本件は兩院において立案せられず、其儘となつてゐ
るものである。

恒久的航空郵便法案

本法は遞信省がフーヴァー政府時代に締結された民間
航空郵便契約を破棄し、陸軍機を以て郵便物の空輸
を行つて見たが、其の業績頗る不良なるに鑑み、其
の後臨時の便法として再び民間空輸を復活すると共
に、更に議會において郵便物空輸に関する恒久立法
を講究中であつたが、ルーズベルト大統領は、四月
十六日（一九三四年）議會に對し本件に関する特別航

空委員会を任命し、徹底的調査立案に當らしむべしとの勧告を發した。

其の内容は左の通りである。

一、本會期における航空郵便立法を中止し、特別航空委員会を任命して議會閉會中も繼續立案に當らしむ

一、委員會は恒久立法に関する勧告案を作成し、次會期に提出すべし

等を速に通過せしむる件並に政府の反對してゐる

銀法案

休業銀行豫金政府支拂法案

本案はミシガン州選出共和黨下院議員クラレンス

マツクレオド氏の提出に係るものにして、下院銀行通貨委員會において可決したものである。但し政府が預金全額を支拂ふは、二千五百弗を超過せざるものたること、及び州銀行（州の法律によつて設立されたるもの）ナショナル銀行（聯邦の法律によつて設立されたるもの）をも含む凡ゆる休業銀行に適用すること等の修正案も同時に可決された。

等の立法拒否を要望した。殊にルーズベルト大統領は、右會見において極力銀法案の握潰しを希望し、銀の價格吊上げは國際協定に待つべく、支那へも調査委員を派遣してゐるから、それまで議會の策動を待たれたしといふのである。而してルーズベルト大統領は十五日の下院議員との會見の際

余は今週中に總額十五億弗に達する一般救済法案を
議會に提出せんと企図してゐる。(四月十九日大統領は、政府首脳部
を召集して住宅の新築と改善の

ため審議した。これに要する
経費は十五億弗である。)

と語つた。

又休業銀行の預金救済については、四月十五日の夜財務
長官から上院銀行委員長フレッチャー氏に書面を以て反對
を表明したが、それには二十五億弗に上る巨費を要し、
將來國民に多額の負擔をかけることゝなるといふ理由の
もとに反對してゐる。

今議會を通過したる重要なる法案を、参考として左に掲
げやう。

一 農村擔保附債務再融資債券保證法案

本案はルーズベルト大統領の勸告に基き、下院農業
委員長マーヴィン・ジョーンズ氏の提出したるものに
して、昨年五月公布したる農村救済法中の農村抵當
貸付法による、抵當債券二十億弗の元金支拂を、政
府において保證せんとするものである。尤も利子は
四分にして、既に農村抵當貸付法において、政府の保證
することになつてゐる。故に本案通過の曉には、右
農村抵當債券は政府の公債と同一地位に置かれるのであ
る。而して本案一月十六日(一九三四年)下院を通過
し、後上院において修正したるため、兩院協議會

となり其の協議會案は一月二十五日両院において可決せられたものである。

一 住宅所有者融資會社債券元利保證法案

本案はルーズベルト大統領の勸告(一九三四年三月一日)に基き立案したるものにして、昨年五月公布したる小住宅再融資法により設立されたる住宅所有者融資會社が總額二十億弗までの再融資債券を發行し、これを以て住宅所有者の擔保物件の肩代り、又は買収をなし住宅の抵當流れとなるを防止せんとしたるものである。今回政府において石債券の元金及び利子支拂の保證をなさんとするものである。而して本案は四月二十五日両院を通過し、同月二十八日大統領の署名を得たものである。

一 農産物生産融資法案

本案は南カロライナ州選出民主黨上院議員エリソン・デイー、スミス氏の提出に係るものにして、一九三四年中に農家に對する貸付をなすため、其の資金として一億弗支出の権限を政府に附與せんとするものである。而して右貸與額は上院はこれを四千五百萬弗下院は三千五百萬弗に削減したが、二月十日(一九三四年)の両院協議會において、結局四千萬弗に決定した。ルーズベルト大統領は二月二十三日これに署名した。尤も其の署名に當り大統領は、此の種の立法はこれを最後のものとする旨聲明した。

右會見後に
おける銀論者
の動靜

四二

議會における銀立法案に関する論議は、益々一般の視聽を集め、これに對する政府側の冷靜なる態度は、銀論者をして却つていきり立たせてゐるが、

今回の會見後下院議長レーニー氏は左の如く語つた。銀立法案は、今期議會における政府の計畫中には含まれてゐないやうである。ルーズベルト大統領は銀問題に對して、余と同様に注意を拂つてゐるのであるが、然し大統領は、目下のところ何等かの形の銀立法を成せしむることは、果して得策なりや否やを疑問とし、現在には昨年（一九三三年）のロンドン銀協定によつて許されたる範圍の銀購入を維持して行くことが、寧ろ上策であると考えられてゐる。

右の如くレイニー氏が、銀立法に對するルーズベルト大統領の反對的態度を明かにするや、ウォール街における株式は一齊に低落し、銀の現物公表相場も四月十四日(土)の四六仙三七五より四五仙五〇に急落した。又上院の銀問題特別委員會に於いては、銀立法を即時成立せしむべしとの要求を出すことに、満場意見の一致を見られた。これにつき民主黨上院議員キング氏は、次の如く述べた。

銀を商品としての現在の地位から更に高化せしめ、これに基礎的通貨の地位を與ふべきであるといふことは、満場の齊く同感とするところであつた。

四三

上院銀ブロッツノ議員と大統領の會見の前哨戰

其の後四月十七日(一九三四年)民主黨上院議員キング氏は、ルーズベルト大統領を訪問して、四月十九日更に上院銀ブロッツク議員との會見を求め、快諾を得たが、議員連の希望により二十一日に延期された。

然るに四月十八日出所不明であるが大統領は、必ずしも銀復位派と妥協の用意がないわけではないが、此の際即時何等かの政策の実行を強要するが如き立法には反對し、單に此の種の実行権限を、大統領に附與する立法ならば賛意を表する方針であるとの説が傳はつた。ところでキング氏は四月二十日上院銀ブロッツク議員連の方針決定委員會を開催すべく招請状を發した。同委員會

は明二十一日午前開かれ銀に関する具体案を作成し、午後これをルーズベルト大統領の下に提出せんとするものである。尚ほ銀ブロックの大統領に對する強制的銀立法案よりか、寧ろ任意的権限を與へる如き銀立法に賛意を表してゐるとの報道（四月十八日）が傳へられてゐるのに對しては、銀ブロックの領袖連はこれを否定した。而して一方有力な銀論者たる共和黨上院議員ボラー氏の如きも次のやうに述べた。

余は大統領に任意的権限を與へるとき銀立法には賛成しない。若しかゝる立法が審議されるものならば、余は明二十一日大統領官邸に開かるべき大統領と銀ブロックの協議會にも出席しないであらう。四月二十日ホワイト、

ハウスでは非公式に左の聲明が發表された。

ルーズベルト大統領は、世界市場における銀塊市價を著しく昂騰せしむる如き目的を以て、銀の大量購入をなすが如き計畫を含む如何なる案をも決して受諾せぬであらうことは明かである。大統領が今期議會において、現在以上進んで如何なる銀立法をも提議せんと企ててゐるものでないことは、特に強調する必要がある。また大統領はこれと別に銀に関して間接的を如何なる新提案をも考慮してゐるものでない。大統領の信念は銀問題の解決は國際協定によつてのみ可能であるとすゝめるものと解すべく、ロンドン國際經濟會議で、昨夏提出せる金銀貨に関する提案の精神を、依然として保持するものと見るべきである。尚二十一日の上院議員團

この會見は、上院側の希望によるものにして、大統領がこれを召集したものでなく、單に會見を受諾したのみである。

而して政府が今回議會における、銀ブロック連の立案せる銀法案に、不賛成の理由としては

世界における銀の存在量は、略々百十億乃至百二十億オンスであるから、政府が月々五千萬オンス程度の買上げを行つたとしても、之れにより銀價を吊上げる力は極めて微々たるものである。

といふ事であり、大統領としては、銀の本位貨を行ふことにより世界の不況を克服する萬能藥の如く見る考へ方には反對で、政府としては曩に断行したる金買上策が、豫期の如き効果を奏せず終つたことを、好き例として

議會により立案されてゐる銀の買上策を、支持せぬ方針を樹てゐるやうである。両院の銀ブロックの議員は、ダイス銀法案を通過せしめ得べしとするも、大統領の拒否にあへば、再通過さすことは不可能であると見られてゐる。此の間にあつたルーズベルト大統領の態度は、最も注目されてゐる。

四四

第一次會見

前記の如く四月二十一日の第一次會見を前にして、宣傳戰が行はれたが、愈々當日が来た。其の會合に出席した者は、政府側としては、ルーズベルト大統領及びモルゲンソウ財務長官にして、上院議員は

民主黨

ハリソン氏

キンダグ氏

ピットマン氏

トーマス氏

シプステッド氏

マツクアラン氏

アダムス氏

共和黨

ホワイト氏

の八名にして、ピットマン氏及びハリソン氏の二名を除きたる大名は、大統領との會見に出席するに先立ち、相互間に意見の交換を行ひ、銀法案に對する申合せをなし

これを許可的法律たらしめる代りに命令的法律として、實現せんとする態度を決定した。

斯くていよいよ會見はホワイト、ハウスで行はれたが、會見終了後大統領秘書アーリー氏は、協議の経過を報告して左の如く發表した。

本日の協議においては、金及び銀問題を含む世界通貨問題の全般に亘る種々の問題が議せられた。今後更に同様の協議會が開催されるであらう。

一方當日の會見に出席した上院議員ハリソン氏は左の如く語った。

本日の協議會に現はれた大統領以下政府側の態度は、銀復位の主張に對し、極めて同情的なものがあつた。我々は若し必要とあれば、銀復位の問題に關して法律を

制定するに至るであらう。又其の際政府と相携へて、満
足すべき法案を作成し得るものと考へる。
別途傳ふるところによれば、右會見において政府側は、
従来の態度を変更せず。

一、大体においてダイス銀法案を支持するが、毎月五
千萬オンス銀を買上ぐべしとのトーマス氏修正案に
對しては、削除を要求する。

二、政府は海外に輸出される國內農産物の純金支拂に
銀を使用することはこれを承認する。

三、但し農産物代金として受取る場合においても、銀
の價格を世界市場における公定相場よりわ、一割乃
至二割五分高にて計算せんとする條項には反對する
といふ意見を主張したと傳へらる。

四五

弗低落の對
策として金
の現送特許
聲明

と、ころで政府は四月二十一日弗低落の對策とし
て、何時にても金の現送を特許する旨公表した。
それは世界の金を全部吸収さるかと思られた米
國から、金本位國へ逆に金を再輸出しなければならぬか
と、世人をして一驚を喫せしめた。

四月二十日のニューヨーク為替市場は、左記の如く米佛
米蘭、米瑞いづれも新平價を上廻るに至った。

新平價

四月二十日
為替相場

フラン(フランス)

六、六三

六、六六 $\frac{3}{4}$

ギルダ(オランダ)

六、八〇

六、八四

フラン(スオス) 三二六七 三二八七
 マルク(ドイツ) 四〇、三三 三九、七五
 リラ(イタリア) 八、九一 八、五九½

其原因は

- 一、米國の銀論者を中心としたインフレ運動が猛烈になつて、弗再切下説と相伴つて弗の將來が不安となつたこと
 - 二、英佛其他金本位國の財政貿易が好轉したこと
 - 三、上記二つの原因で一時米國に集つた外國資本が再び欧州へ歸還し始めたこと
- 等である。然し為替専門家は此の低落は一時的である。さうなぐても弗安は米國の輸出に有利なので、こゝにはないといつてゐる。

四六

上院議員銀
 ブロックの
 分裂

上院銀ブロック議員は、四月二十一日ルーズベルト大統領と會見したる後、二十三日更に二十余名の有志議員が、對策を決定するため協議會を開いた結果、硬軟兩派の對立を見るに至つた。それはトーマス氏の卒るる一派十余名は、

銀國有の修正案を伴ふダイス銀法案を支持して、今議會中に是非とも政府に実行の責任を負はすべき銀法案を可決すべし

と主張したが、これに對しピットマン氏等一部の議員は、ダイス銀法案を其の儘鵜呑みにすることに反對し

議會を通過する可能性ある法案を作るべきだ、と主張し、又ピットマン氏は

昨年ロンドン經濟會議の經驗に徴すれば、國際的を銀復位協定の可能性は樂觀出来ぬ。

と述べた。而して議論沸騰の末、投票に問ひトーマス派の勝となつたが、ピットマン氏及び其の支持者は、投票が行はれんとするや委員室から退席した。

此の日トーマス氏は

銀の復位は必ずしも吾々の唯一の目的ではない、吾々の運動は要するに銀を使用して國家の復興を援けんとするものに外ならない

と語つた。

四七

銀論者新運動開始

四月二十三日(一九三四年)四十名の西院銀論者は、米國內の工業、金融、農業各界の実業家よりなる一團と會見晚餐を共にし協議を遂げた。右會見後これ等一團の実業家は、銀復位に関する新運動を開始すべきことを聲明した。

四八

銀ブロック議員に對する政府の挑戦

前記の如く実業家の一團が議會銀論者と提携したるが、上院議員銀ブロックの陣營に分裂の徴候現はると見るや、政府は機いたれりと銀ブロックに

対し挑戦すべく、財務省をして最近の調査に基く銀所有者名簿を四月二十四日（一九三四年）上院へ提出せしめた。右調査数は約千名に達してゐるが、上院へ提出したのはいずれの内主なる者半数である。財務省は銀法案成立を支持してゐる個人の氏名は一々發表してゐないが、銀法案通過運動に関し銀を所有してゐる者のあるといふ左の二つの例を挙げ、銀復位運動が必ずしも國家的動機に基くものでないことを暗示した。

一、コンチネンタル罐詰會社の取締役會長カール・コンウエイ氏は、四月二十三日夜銀ブロッツク議員を招待して晚餐會を開き、席上カフリン牧師が積極的銀運動を主張した。

此のカフリン牧師はデトロイトのカソリックの坊

さんで、然かも其の説教ではいつか經濟問題ばかりを論じ且つルーズベルト大統領の政策に全幅的に賛意を表し、一部ではルーズベルト大統領の意を体して民衆に説いてゐるのだとさへいはれてゐるが、今度彼はルーズベルト大統領の煮え切らない態度に愛想をつかし、銀貨鑄造によるインフレが出来ないやうでは、ニュー・デイルも結局駄目だといつて、ルーズベルト大統領や頭腦トラストを猛烈に非難しだしたので人の注目を引いてゐる妖僧である。

627

二、昨年五月一日銀塊の先物を多量に持つてゐたニューヨークのハリス・アンド・グオース兄弟商會の社員ロバート・ハリス氏は國民委員會へコミッテ、オブ・ザ・ネ

ーシヨン)の委員である。発表された銀保有の主なるものは左の如くで、内外銀行及び個人で大量所有者が多い

チエース、ナショナル銀行

一八、〇九六、〇〇〇

オンス

マンハッタン銀行

一一、〇六三、七五九

カンマーシマル、ナショナルバンク

一、七九七、五六八

トラスト會社(ニューヨーク)

一二、〇〇〇、五一四

イーストマン、コダック會社

ゴールドマン、サックス會社

二、八二四、三五五

ギマランテイー、トラスト

四、〇〇〇、〇〇〇

ハンデイー、ハーモン商會

三、六四一、〇〇〇

アメリカン、メタル會社

二、五一五、〇〇〇

アメリカン精煉會社

二、五五三、〇六五

メキシコ銀行

一、六三六、二四九

バンク、オブ、アメリカ(サンフランシスコ)

三、一八二、七〇一

朝鮮銀行支店(ニューヨーク)(上海支店 勘定簿の)

一一一、九四三

此の分だけを合計すると

六三、四二二、一五四

である。而して今回発表されたのは頭字AよりHまで、其の他は後日発表される筈であるが、モルガンソウ財務長官は詳細なる情報を蒐集するのに困難な経験をしたから、上院でも別に調査されることを望むと附加したのである。

次に財務省は翌二十五日引續き銀手持追加を左の如く發表した。

ナショナル、シナ、銀行

現物

定期

七、五九四、〇〇〇
九、四七五、〇〇〇
オンス

同行の海外傍系銀行

現物

定期

二、一五八、〇〇〇
一、二〇〇、〇〇〇

アメリカン、スメルチング、
エント、リフアイニング會社

現物

定期

五、一九八、〇〇〇
四、一七五、〇〇〇

尚ほ定期手持までは空玉が大部分を占めてゐるといふ、
此の分を合計すると

二九、八〇〇、〇〇〇

若しこれを第一回發表の分と通計するときには

九三、二二二、一五四

の巨額に上るのである。

四九

右發表による銀價の暴落と銀ブロックの動搖

財務省の銀思惑の手持の身元調査を發表するや、
俄然各方面の注目を惹くに至つたが、上院銀ブ
ロック議員はいづれも右氏名發表は何等現下の

事態に影響するものでないと言語してゐるが、銀ブロッ
クに動搖を来たしつゝあることは事實である。従つて過
敏なる銀塊市場は、これに影響されて損見切りの賣物續
出し、銀手持氏名發表したる四月二十四日前後のニユー
ヨーク銀市場の現物公表相場を見るに

四月二十日

二十一日
 二十三日
 二十四日
 二十五日
 二十六日
 二十七日
 二十八日(土)
 三十日

四五五〇〇
 四五〇〇〇
 四四七五〇
 四三七五〇
 四二五〇〇
 四二、五〇〇
 四三、〇〇〇
 四三、三七五
 四二、七五〇

にして銀塊相場の暴落を示してゐる。

大統領漸く
 インフレ派
 を抑制

五〇

ルーズベルト大統領の努力は、遂に休銀預金者への支拂案たるマクレオド法案を下院に葬らせ
 た。又田畑抵當債権者への再金融案たるフレイジマー及
 レムケ法案は、決議に入るべく今尚ほ署名者数が不足し
 てゐるといふ。

フレイジマー及レムケ法案とは、農業債務整理のため
 新通貨二十五億弗を發行し、固定せる農村財産抵當に
 再融資を行ふといふのである。其の方法は再融資を受
 けた農村財産を代表する證券を、新通貨の見返りとな
 さんとするものであつて、大インフレ案である。而し
 て本案は北タゴタ州選出共和黨上院議員リン、フィジア
 ー氏と同下院議員ウイリアム、レムケ氏の共同案である。

既に百三十一名の賛成者を得て居るので、あと十四名の賛成を得れば必要な数が揃ふといふので、インフレ派は躍起の運動を行つてゐるといふ。殊にダイス銀法案は既述の通りで、次第に其の影が薄くなりつゝある。

五一

下院の強力を
銀運動

銀法案はルーズベルト大統領の反対と、一部の
上院銀ブロック議員の軟化で、成立の希望が薄
らいで来たが、下院銀行通貨委員會は四月二十五日（一
九三四年）ゴールドボロー銀買上案を
一箇月五千萬オンスの割で總額十億オンスの銀を買上

げる

といふ修正付で可決せんとして居り、強力を銀運動が起
つて来た。

五二

大統領遂に
銀問題対策
を各黨領袖
に通達

斯の如く銀論者は頑強に運動を續ける、そこで
ルーズベルト大統領は四月二十一日（一九三四年）
上院銀論者と最初の會合以來銀發券準備増強問
題を中心に考慮中であつたが、二十七日に至り各派領袖
に對し大統領の銀問題対策として、次の如き意見を通達
した。

一、大統領は通貨準備としての銀準備を、現在の十二

パーセントより三十パーセントに増額することに同意すること

一、但し右に關し命令的法規を、今議會において通過せしめることには反對なること

一、第二段の銀準備増加は徐々に注意深く行ふべく、急激なるインフレーションはこれを避くべきこと

五三

グラス産業
融資案に銀
條項挿入

上院銀論者がまた、動き出した。彼等は五月二日（一九三四年）會合し来る五日大統領と第二次の會見をなし、何等かの妥協点を見出さんとしてゐる。右につきピットマン氏は左の如く其の趣旨を明かにした。

来る五日のルーズベルト大統領との協議の目的は、ダイス銀法案に何等かの修正を加へ、大統領をして現在の情勢において生ずべき変化に処して、何等困惑することなく、該案を有効に利用出来るやうになし得るか否かを確かめやうといふのである。

而して其の日（五月二日）トーマス氏は、曩に上院に提出された産業融資案に關するガーター、グラス法案に対し、左の如き修正案を提出した。

- 一、銀の準備を増大し金七〇%に對し銀三〇%とする。
- 一、財務長官並に輸出入銀行に對し、米國産農工業製品輸出の際其の代金として銀塊を受入れる権限を附與する。而して右銀塊は銀の世界市價より一〇%乃至二五%方の上値を以て受入れらる。

一、かくして受入れたる銀を準備として銀證券を發行する

此の修正案の審議は五月五日の大統領會見後に行はれることゝなつた。

五四

産業融資銀行法案及其の代案

前記のトーマス氏が修正を加へんとしたるグラス産業融資法案といふのは、三月十九日（一九三四年）ルーズベルト大統領が、両院銀行委員會に書簡を送り、産業融資銀行設立を勧告し、西委員會長は之れに関する法案を夫々議會に提出したが、上院は三月二十八日此の産業融資銀行法案を放棄し、パージニア洲選出

民主黨上院議員ガーター・グラス氏の提案に係る産業融資法案を代案として、審議することゝなつたのである。今原案及び代案の要旨を擧ぐれば左の通りである。

一、産業融資銀行法案

ルーズベルト大統領が両院の銀行委員會に書簡を以て勧告した其の要領は

今中小産業振興に関しては、約七億弗の資金を必要とする故に、全米に産業融資仲介銀行十二行を設立しこれが資金を供給するならば、中小産業は三十四萬六千人の雇傭者を引續き維持し得るのみならず、更に三十七萬八千人を新に雇傭し得るであらう。

といふのである。而して右に關し両院の銀行委員會

長が提出したる法案の要旨は左の如くである。

一、各聯邦準備区に十二の地方銀行を設立し、産業に対して直接に或は民間銀行を通じて五箇年期限の融資を行ふ。

一、新設銀行の資本金は一億四千萬弗とし必要に應じて右資本金の五倍に相當する額まで社債を發行する権限を附與さる。

ニ グラスの産業融資法案

上院銀行委員會は前記産業融資銀行法案を審議の結果、グラス氏の提出せる代案を審議することとなつた。

原案は十二の銀行を設立して融資を行はしむるのであるが、代案は各聯邦準備銀行そのものに対し直接

又は間接に融資を行ふ権限を附與せんとするものである。其の骨子は左の通りである。

一、各聯邦準備銀行（十二行）は例外的の事情の下においては、五箇年を期限として其の餘剰資金中より産業に直接的融資をなし得る権限を附與せらる。

一、各聯邦の準備銀行は又民間銀行が二割の危険負擔に應ずる場合においては民間銀行を通じて産業融資を行ふことを得

此の代案によれば、各聯邦準備銀行は餘剰資金の六割に相當する額までは融資することを許容せられることとなり、かくて八億弗餘の資金が産業界に融資せられることになる見込であるといふ。

次で右グラス案の補助案として五月七日上院銀行委員会
は、復興金融會社社長ジョーンズ氏の左の如き提案を可決
した。

二億五千萬弗を限度として政府金融基金中より個人企
業に對し直接融資をなす権限を復興金融會社に附與す
る。

五五

全米商業會議所
大會における産
業復興政策の
賛否両論

五月二日（一九三四年）ワシントンにおいて米國
商業會議所年次大會が開催され約二千名の名士
が出席した。此の會合の性質よりして、當然ルーズベル
ト大統領の産業復興政策の成績如何といふ議題が中心と

なつた。列席者はそれづく賛否を唱へ、頗る興味あるもの
であつた。

復興局長官ジョンソン氏は、同大會に臨み政府の立場に
ついて雄辯を振ひ、断然N.R.A.を支持する旨力説した。
又復興金融會社社長ジョーンズ氏は、政府の財政政策に
関し

ルーズベルト大統領は一九三六年までに豫算の均衡を
回復するの決心を有してゐる。

と断言した。次で米國商業會議所會頭に於て、ルーズベ
ルト大統領の友人たるエー、ダブリュー、ヘンリー、ハリマン氏
は、政府の政策を辯護し

米國では財界が極度の沈滞に陥るまで何等適當なる対
策も講ぜられなかつた。

（フーヴァー大統領時代）
の無策を暗示する

の反復、英

國では不況が餘り激しくならぬ中に対策を講じたので容易にこれを抑制し得たのは、英國政治家に経済的改革的必然性を認めるだけの先見の明があつたためである。

今米國においてはルーズベルト大統領のN.R.A.によつて事業界は極めて好轉し、失業者も大いに減じた旨を述べたが、これに対しては一つの拍手も送られなかつた。而してN.R.A.の反対者側としては、ウエスチングハウス會社専務取締役エー、ダブリュー、ロバートソン氏が急先鋒となり

N.R.A.は米國の諸事業を窒息せしめた、と大膽卒直に政府の政策の弱点を摘發した時には、破れるやうな大喝采を博した。

翌三日ルーズベルト大統領は本大會に臨み一切の演説をなし、會員一同に対し此の際自重協力の必要あることを強調して左の如く述べた。

目下は徒に鳴物入りで危機到来呼ばはりをするべき時ではなく、一致協力して産業復興事業に邁進すべき時である。

然しながら全米商業がルーズベルト大統領の政策に対し、斯の如く反対を示した以上、ルーズベルト大統領も遂には従来の積極的な復興政策を大に緩和するの止むを得ざるに至らうとの考をいざく者が多くなつたといふ。右全米商業會議所はルーズベルト大統領の復興政策支持要請に対しては、

若し大統領が経済自由に対して、脅威を與へてゐる農
政政策の改変を要求する主張及びN.R.A法典に基いて
強制的に断行せんとする所得税の引上げ及び株式取引
所法の実施を排撃せる二つの決議を受諾するときには
大統領の希望を容れてもよい
と稱してゐる。

五六

労働總同盟の
反政府的態度

又五月四日（一九三四年）労働總同盟においてわ
米國には目下依然として一千萬人以上の失業
者があるが、縱令就職口を與へられた者でも、不利な
條件で従業してゐることは幸なことでない
とこれ亦労働問題より論じて強硬なる反政府的態度を示
してゐる。

大正十四年五月四日（一九三四年）労働總同盟においてわ
米國には目下依然として一千萬人以上の失業
者があるが、縱令就職口を與へられた者でも、不利な
條件で従業してゐることは幸なことでない
とこれ亦労働問題より論じて強硬なる反政府的態度を示
してゐる。

國家復興検討
委員會のN.
R.A.攻撃

越えて五月二十日（一九三四年）に至りルーズベ
ルト大統領が任命した國家復興検討委員會が調
査報告書によつてN.R.A.を攻撃した。

本委員會は各種産業の復興規約につき詳細を審査を行つ
てゐたのであるが、最近これを完了し尨大なる報告書の
作成を終つたので、委員長クラレンス・ダロー氏は五月二
十日報告書をルーズベルト大統領の許へ提出した。同報
告書は「産業の社會主義化のみが経済的病弊の唯一の治
療法なり」と断言して國家産業復興法を徹底的に攻撃し、
其の缺點として左の三点を擧げた。

- 一、國家産業復興法は獨占を助長し小企業を壓迫して
ゐる。

二、ある産業規約は悪用されてゐる。

三、消費者は國家産業復興法実施による物價の騰貴に
悩んでゐる。

更に同報告書は、國家産業復興法は、不條理にして野蛮な
競争を終熄せしむる能力なしと述べ、個々の産業復興規
約につき批評を加へ、又アメリカ鋼鉄協會は鋼鐵工業の
支配権を掌握して獨占的地位を築いてゐると攻撃し、結
論として左の勧告を掲げてゐる。

一、國家資源の計畫的使用により産業の統制と社會主
義的集團所有権を確立すること。

二、産業規約の勵行権と事實調査権を産業復興局から
聯邦商業委員會へ移すこと。

三、企業獨占禁止法（アンチトラスト法）の効力を完全に復活す

ること (因に産業復興規約加盟産業に対しては企業
独占禁止の適用が緩和されてある)

右報告書に対し産業復興局長官ジヨンソン氏は憤激し早
速ルーズベルト大統領に書翰を送り
ダロー報告書は実に無條理且つ矯激なもので、其のあ
る部分は全然虚偽である。然も何等建設的提議をなさ
ず、國家にファシズムか共産主義かの何れかを選択し
めんとしてゐるが、アメリカには其の何れをも容れる
場所はない
と述べてダロー委員會の廢止を勧告した。
此の反駁に対し、國家復興檢討委員會は五月二十一日更に
左の如き反駁的聲明を發表した。
本委員會は今週中に第二次報告を發表する豫定である
此の第二次報告は、第一次報告において列擧されたる

よりか、一層悪い條件をN.R.A.によつて強制せられて
ゐる。諸産業部門の實情を檢討したものであり、これ
は自らジヨンソン長官や、リチバーク氏の吾々委員會
の報告に對する攻撃が、如何に見當違ひであるかを證
明することになるであらう。

N.R.A.當局並に國家復興檢討委員會の見解の對之に鑑み

ルニ、右報告書の内容に對しては、委員會議議口を以て公平に且つ其の
右報告書の資本家、労働者、農業者、小企業並に一階級階級。利益の
ス、小企業並に一階級階級。利益の

因に産業復興規約加盟産業に対しては企業
独占禁止の適用が緩和されてある

ること（因に産業復興規約加盟産業に対しては企業
 独占禁止の適用が緩和されてゐる）
 右報告書に対し産業復興局長官ジヨンソン氏は憤激し早
 速ルーズベルト大統領に書翰を送り

ダロー報告書は実に無條理且つ矯激なもので、其のあ
 る部分は全然虚偽である。然も何等建設的提議をなさ
 ず、國家にフアシズムか共産主義かの何れかを選択し
 めんとしてゐるが、アメリカには其の何れをも容れる
 場所はない

と述べてダロー委員會の廢止を勧告した。

此の反駁に對し、國家復興検討委員會は五月二十一日更に
 左の如き反駁的聲明を發表した。

本委員會は今週中に第二次報告を發表する豫定である
 此の第二次報告は、第一次報告において列擧されたる

よりも、一層悪い條件をN.R.A.によつて強制せられて
 ゐる。諸産業部門の實情を検討したものであり、これ
 は自らジヨンソン長官や、リチバード氏の吾々委員會
 の報告に對する攻撃が、如何に見當違ひであるかを證
 明することになるであらう。

N.R.A當局並に國家復興検討委員會の見解の對立に鑑み、
 ルーズベルト大統領は、ジヨンソン長官の主張を容れ、
 右委員會が今後数日間、其の報告書を完成するを待ち、
 これを解散せしめることに決定した。而してルーズベル
 ト大統領は、右の決定に関し二十一日發表された國家復興

検討委員會の聲明には、何等言及するところがなかつた。
 國家復興検討委員會の委員長クラレンス・ダロー氏は、今日まで屢々大トラ
 スト獨特の法律的繋争に關し、小企業並に一般消費者の利益のために勇
 敢に闘つて来た経歴を有し、更に幾多のストライキ事件に労働者側に
 立つて資本家に抗争した。謂はゞ労働法曹界の驍將とも稱すべき人物で
 ある。故に氏を首班とする委員會の調査は必ずや公平なる、且つ従来
 の批判にみちかつた新見解を表明するものとして少からずこれに期待を
 かけてゐるのである。

産業復興政策の成績

斯くの如く賛否両論にわかれたる産業復興政策の成績は如何であるか、今其の一端を知らんがため、左に聯邦準備局の調査に係る工場就業者、工場賃銀支拂高、工業生産、及失業者の指数表を示さう。

今本指数表によるときは、一九二三年三月即ちルーズベルト大統領基本数として、一九三三年三月即ちルーズベルト大統領就任の月は

工場就業者	五七%
工場賃銀支拂高	三七%
工業生産	五八%
失業者	一三、六八九千人

て失業者は最多数にして、工場就業者及び工業生産は約

六割強、工場賃銀支拂高は約四割に低下してゐる。然るに其の後次第に回復の成績を示し、一九三四年二月は

工場就業者	七五%
工場賃銀支拂高	五九%
工業生産	八二%
失業者	一一、三七四千人

となり一九三三年三月に比し

工場就業者	増	一八%
工場賃銀支拂高	〃	二二%
工業生産	〃	二四%
失業者	減	二、三一五千人

となり、失業者は二百三十一萬五千人を減し、工場就業者、工場賃銀支拂高、工業生産はいづれも二〇%内外の

604 増加である。

今、一九三三年三月の指数を基本として一九三四年二月の指数を計算すると

工場就業者	一三二%
工場賃銀支拂高	一五九%
工業生産	一四一%
失業者	八三%

とある。即ち一九三三年三月に比し一九三四年二月は、工場就業者三割二分、工場賃銀支拂高五割九分、工業生産四割一分のいづれも増加である。失業者は一割七分の減少である。

斯くの如くルーズベルト大統領のN.R.Aは効果はあるにはあったが、当初における一般の期待が大きかったため、

此の成績では一般に満足せぬのである。即ち谷深ければ山高しで、不況の谷の餘りにも深かりしため少し位の回復では、山の巔は遙かの彼方にありてよじのぼるべき術もなしとの嘆を發せざるを得ないのである。

聯邦準備局指數表

(一九二三年一月一日起
大正一二一四五年一〇〇)

西曆	日次	工場就業者	工場賃銀	工業生産	失業者
一九二九年平均	昭和三年	一〇一	一〇八	一一九	〇
一九三〇年平均	四	八八	八七	九五	〇
一九三一年	五	七四	六六	八〇	〇
一九三二年	六	六二	四五	六三	〇
一九三三年	七	六六	四八	七六	〇
一九三三年	八	五八	三九	六三	一三、一〇〇
一月		五八	三九	六三	一三、二九四
二月		五九	四〇	六三	一三、二九四
三月		五七	三七	五八	一三、六八九
四月		五八	三九	六八	一三、二五六

西 年 曆	日次											
	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一九三四年	一月	二月	本
工場就業者	六〇	六四	六九	七三	七七	七六	七三	七一	七五	七一	七五	九
工場債銀	四二	四六	五〇	五六	五八	五七	五四	五三	五九	五二	五九	
工業生産	八〇	九三	九七	八九	八四	七七	七〇	六七	八二	七五	八二	
失業者	一一、八九六	一二、二〇四	一一、七八一	一一、〇〇一	一〇、一〇八	一〇、一二二	一〇、六五一	一〇、七六九	一一、三七四	一一、六八八	一一、三七八	

(備考) 失業者数は米國勞働總聯盟の推定数字で、單位千人

景気回復の程度

五九

今米國における景気回復の程度を見るに左表の如くにして、ルーズベルト大統領就任の一九三

三年三月を基準として見るときは、一九三三年七月は一五三%である。此の月はルーズベルト大統領の復興計畫に期待を掛け、全米の事業家が希望に燃えた時であつた。然るに其の実施するところを見るに彼等は期待の余りに大なりしに自ら失望したのである。従つて漸次景気は下り坂となり、其の年の十一月には一一七%まで落ち込むたのである。其の後は弗貨の平貨切下、銀買上(一九三四年一月より三月二十四日まで)造幣局への銀塊提出(等により漸次回復を示し一九三三年六月二十五萬オンスである)

三四年四月は一三五%と左つた。今後此の景気が如何に変化するかは、ルーズベルト大統領の行政政策の當否を検する尺度となるものであらう。

景気指数

(雑定平準を基 準一〇〇とする)

(アナリスト誌)

年 月	景気指数	備 考
一九三三年 一月	六三一	
二月	六一七	
三月	五八五	三月四日ルーズベルト大統領就任
四月	六四一	
五月	七二五	
六月	八三四	六月十六日特別議會終了

一九三三年三月を一〇〇とする指数

備

考

年 月	景気指数	備 考
一九三四年 七月	八九五	
八月	八三六	八月二十九日國內新産金輸出を特許す
九月	七六五	
十月	七二四	十月十五日國內新産金を輸出せずして買上ぐ
十一月	六八五	十一月十日海外市場より金買上を左す
十二月	六九七	十二月二十一日銀の國際協定批准
一九三四年 一月	七三一	
二月	七七〇	二月一日帛貨平價切下げ実施
三月	七八五	
四月	七九二	

N.R.A下の
米國の苦悶

六〇

N.R.A下における米國は實に苦悶の状態である。嘗てハル國務長官は（一九三四年四月二十三日）上院財政委員會で大統領の関稅獨裁案支持の演說中

米國議會と政府は今日以上の重大なる經濟危機に直面したことはない

と断言して財界に大波紋を描いた。經濟復興の一條件として貿易クォータ、システムの緩和関稅低下其の他貿易制限の廢止が必要だといふことは、識者の熟知すべきこところであるが、議員及び一般人にこれを徹底させるには相當の時日を要する、又関稅獨裁法案が通過しても、大統領が其の権限を有効に行使し得るまでには、産業家等に能くのみこませねばならぬ。関稅獨裁法案だけでも其の

実行は容易でないのである。殊に銀論者やインフレ派の要求を退けることによつて、ルーズベルト大統領が、通貨工俵を少くとも此処しばらくは押進めないといふ方針を明示したのが、銀論者及びインフレ派を失望させたことは勿論だが、それかといつて健全通貨派の意を強からしめるといふ程度には至らない。此の不安の原因はいくらもあるが、其の一つはN.R.A.コルドの殆ど總べてと共に通なる價格一定と生産費奔騰とであり、一般購買力が生産費と歩調を一にして増進することは期待出来ないから、遠からず産業活動の減退を見るであらうと観測するものが多い。過去数日における紡織品價格の下向や絹織物業者の一定期間作業停止運動など此の不安を深からしめるものである。此の秋の總選挙を控へて復興が停頓した場

合、ルーズベルト大統領が果して通貨工俵、銀産業者補助などに反対を續け得るかどうか大いに疑はれるのである。現にあれほどがんばつたダイス銀法案を遂に拒絶しきれず四月二十七日（一九三四年）ルーズベルト大統領は、一種の妥協案を銀ブロック議員に通達したではないか、然し通貨の膨脹のみによつて果して物價を吊り上げ得るであらうか、過去の成績は寧ろ失敗といふは酷であるが、決して成功とはいひ難いのである。

N.R.A.に関する法案を議會に提出した一週年（五月十七日）の祝賀會を催さうといふ時に當つて、五月九日（一九三

四年一太平洋岸各項の埠頭仲仕一萬五千人が、勞働時間、賃銀引上げ、組合承認等の問題を提げて同盟罷業を起し、一般運送従事員も同情参加し、同月十五日には北はシマトルより南はサンデイエゴに至る太平洋沿岸の汽船はすべて出帆を中止するのやむなきに至つた。引いてカリブ大西洋沿岸にも及はんとする形勢である。而して罷業反対者との衝突を惹起し、續いて警官隊との衝突を来し、同月十六日シマトルでは臨時仲仕なる荷役保護のため遂に軍隊出動を見るに至つた。其の日サンフランシスコの海員組合員七千名が組合承認と賃銀引上げを要求してこれに参加するに至つた。政府當局では五月十七日の一週年記念において、N.R.A.の功績を大々的に宣傳せんとしてゐる際とて、かゝる不祥事はN.R.A.の精神を解せざる

ものであるとし、狼狽の色を禁じ得ないのである。此の事態を政府が如何に收拾するかは、頗る注意すべき問題として一般の注目を惹きつゝあるのである。鬼に角N.R.A.下の米國は未だ苦悶の状態を脱し得ないのである。

六一

政府の銀塊買付説の流布と大統領の否定

政府は弗低落の対策として、四月二十一日（一九三四年）金現送の特許を與へる旨公表したが、

續いて二十七日正式に二十億弗の為替安定資金を設定し、内二億弗は聯邦準備銀行に寄託し、其の目的のため使用せしめ、残り十八億弗は準備として國庫に保有すること

とし、同月三十日財務省より發表した。財務省は發表以前より剩餘金の一部を聯邦準備銀行に預金して、何時でも必要を場合には為替安定資金として、使い得る状態にしておいたのであるが、今まで其の資金が為替市場に用ゐられた形跡はない。今後必要ある毎に此の資金を以てニューヨークの聯邦準備銀行を以て為替の賣買或は政府公債の買入れを行はしむるものと思はれ、資金の不足するたびに國庫の安定資金を聯邦準備銀行に繰り入れることとなり、為替対策の準備ができた訳である。而して此の為替安定資金は銀買上をもちし得る旨五月四日（一九三四年）モルゲンソウ財務長官は言明した。其の五月四日にニューヨーク銀市場において約二千萬オンスの銀の

取引が行はれた。これについては二の説が傳つた。即ち

- 一、イギリスが本年六月十五日期限の対米戦債の支拂に充てるために、現物及び五月限の銀塊を買入れたりとの説

- 二、米國政府が銀復位論者の策動に乗せられざるやう前もつて防止するため、為替安定資金の一部で銀を買上たりとの説

である。米國政府買入説に対しては、ルーズベルト大統領はこれを否定した。

又一方に米國は為替安定資金を出勤せしめて最近二三週間において密かに二千五百萬弗の銀買入を行つてゐるとの説が五月十八日ニューヨークから傳へられた。

670
 いづれにしてもこれがためであらう、一旦低下した銀塊相場は次第に上昇を示すに至った、即ち左表の通りである。

銀塊相場表

西暦	年次	ニューヨーク公定相場	ロンドン現物
一九三四年	昭和九年	四四・一八七 ^仙	一九・三八 ^片 二
一月		四五・二三二	二〇・〇七二
二月		四五・八七五	二〇・二七七
三月		四五・一八〇	一九・七三九
四月			
五月			

日次	本	相場	相場
一日	日曜日	四一・七五〇	一八・一八七
二日		四二・六二五	一八・六八七
三日		四二・七五〇	一八・七五〇
四日		四二・七五〇	一八・六二五
五日	日曜日	四二・八七五	一八・七五〇
六日	日曜日	四三・五〇〇	一九・〇六二
七日		四三・七五〇	一九・一二五
八日		四五・一二五	一九・八一
九日		四五・一二五	一九・一八七
十日		四四・二五〇	一九・二五〇
十一日		四四・二五〇	一九・二五〇
十二日		四四・三七五	一九・二二五
十三日	日曜日		

西曆	年	日次	日本	ニューヨーク公定相場	ロンドン現物
十四日				四四六二五	一九五〇〇
十五日				四四・五〇〇	一九三一・二
十六日				四四・〇〇〇	一九一・二五
十七日				四四・八七五	一九六八七
十八日				四四・七五〇	一九三七五
十九日				四五・〇〇〇	一九五六二
二十日		日曜日			
二十一日				四五・一二五	休
二十二日				四五・一二五	一九五六二
二十三日				四四・七二五	一九六八七

上院銀ブロック
議員と大統領の
第二次會見

六二

上院の銀ブロック議員は、ルーズベルト大統領が、五月三日死去した故ウツデイン氏（元財務長官）の葬儀に参列のためニューヨークに赴いたので、同月五日其の特別列車に乗込むで大統領と協議したが、會談後一行はボルネモアで下車してから、彼等は、大統領は左の内容の之法に賛成である旨語つた。

- 一、オンス約五〇仙をむつて銀の國有を実施すること
- 一、金七割銀三割の準備をもつ新通貨の設定
- 一、世界における銀相場を引上げるための國際協定に参加すること

然しこれは議員の方の認定である。而して五月八日

ホワイトハウスにおいて引續き第三回の會見が行はれる
ことゝなつた。

本日の列車中にて會合協議した人々は、大統領の外

ウイリアム・キング

エルマー・トーマス

ケー・ピットマン

エリソン・スミス

ヘンリック・シツプステット

パット・マツクアラ

バートン・ホイラー

等の上院議員及び

上院議長 ガーター

下院議員 ホワイト

並に

財務長官 モルゲソソウ

聯邦準備局總裁 ブラツク

財務長官顧問 オリハント

米等である。

イハマス...

上院銀ブロッ
議員と大統領
の第三次會見
による銀問題
の進展

六三

ルースベルト大統領は従来銀法案に反対の態度をとつてゐたが、議會内外の情勢は銀問題の放棄を許さなくなつたので、漸く妥協に傾き同問題は俄に進展するに至つた。即ちルースベルト大統領は五月八日ホワイトハウスにおいて、モルゲンソウ財務長官及び上院銀ブロッ議員と第三回目會見を行つたが協議終了後ホワイトハウス當局は左の聲明書を發した。
大統領、モルゲンソウ財務長官及び上院銀ブロッ議

員は、八日一定の價格を以て、現在の金自由ストックを買い上げることにより、金の國有化をなしたと同様の方法によつて、銀の國有化する可能性並に兌換準備の二割五分を、銀を以て充當する政策につき討議した。かくして議員等も右協議の結果を報告して

ホワイトハウスは

- 一、銀の國有化
- 二、銀を本位貨に復活すること
- 三、財務省は兌換準備の二割五分に達するまで銀の買上げを行ふ

ことの三項を含む銀プログラムに同意した

といつてゐる。尚ほ大統領は銀ブロッ議員に対し、右プログラムの具體化せる法律案の作成を要求したと諒

解されて居り、且つ強制的銀法案を拒否せる従来の態度を緩和し、強制と自由裁量を認むる混合案を受諾してむよいと暗示したと傳へられた。

然し本日、の會見は決して最後のものではなく、更に数次の會見を行ふこと、左らうといつてゐるところから見れば、大統領と銀議員との間の立法問題については、銀ブロック議員等のいふ如く最後の協定が出来てゐないことは明かである。即ち現に翌九日ルーズベルト大統領は新聞記者に対し

銀の國有化問題については、目下關係方面と折衝着々研究中であるが、これが具體的意見の表明は立案を終るまで差控へたいと語つて居るのを見ても判明する。又某議員は

彼等はモルゲンソウ財務長官其他の財務当局とそれぞれ個別的に會合を行ひ、今期の議會中に通過出来るやうな法案の作成に努力すること、左らうと語つた。

六四

右第三次會見の結果に對し世評の一般を擧ぐれば左の如くである。

右會見後における銀ブロック議員の意見及銀市場の觀測

トーマス氏の意見

○ 一方右會見に参加した銀ブロック中の有力議員トーマス氏は左の如く語つた。

吾々と大統領との間には協定が出来た、残つてゐる問題はたゞ、字句の問題だけである。此の案では銀の相場は五の仙に暴騰すべく、従つて銀の保有者は一舉に巨利を博することゝなるから、これに對しては思ひ切つた重税を課することゝならう。

現在上院に廻附されてゐるダイス銀法案は、葬られてしまふだらう、何となれば外國はアメリカ農産物のダンピングを攻撃し、報復的関税をわつて対抗するであらうからである。

ワ
ア
タ
ム
ス
氏
の
言
明

右會見に参加した民主黨上院議員アルヴァ・アダムス氏は左の如く語つた。
新銀政策は銀を毎月五十萬オンスづつ五箇月買上げる

項目を含むものと期待されてゐる。

ハ
ホ
イ
ラー
氏
の
言
明

又同じく右會見に参加した民主黨上院議員ホイラー氏は左の如く語つた。
議會は実施に際し大統領に自由裁量を認める方針を基礎とする銀政策を宣言し、大統領は必要に応じて之を
実施するであらう。

ニ
ユ
ー
ヨ
ーク
銀
定
期
市
場
に
お
け
る
銀
塊
相
場
の
昂
騰

○
本日のニューヨーク定期銀市場は、午後に至つて依然強調に轉じ、相場は猛然奔騰歩調を示した。これは大統領と銀ブロッツク議員との會見におい

て、銀の國有並に通貨基礎としての銀使用増加問題が議せられ、これを移して思惑的買物が勃然として擡頭したからである。然し

強気筋の間では、一オンス五〇仙を以て銀國有を断行することには極めて可能性あること、確信してゐる模様であるが、一部では之が立法化されてもそれは單なる任意的法規に止まり、強制的のものではないであらうと見る向もある。

それやこれやで本日の大引現物公表相場は、四三仙七五にして、前日のそれに比し〇仙二五の騰貴であつた。然し翌九日は四五仙一二五となつた。



ロンドン銀
関係者等の
観測

ルーズベルト大統領と銀ブロック議員との會見において、銀の國有問題其他が討議せられたとの報は、ロンドン銀関係者並に外國為替業者の間に種々の論議を生んでゐるが、銀関係者の見るところでは、成る程此の報道は強気材料に相違ないが、未だ確定的の協定が出来たわけではないから、暫く事態を觀望する要ありとしてゐる。然し銀市場においては賣手は極めて賣控への態度を持ち相場は昂騰を演じた。當業者の觀測は次の如くである。

銀を金と同様の方法で國有とする時には、アメリカは必然的に外國銀の甚しき流入に悩まされ、銀の洪水を起すと共に金の喪失を餘儀なくされるであらう。従つて國有断行となつても、それはアメリカ國內在荷だけ

についで行はれることとなるだらうが、それとて金銀比價決定が極めて困難なる以上其の實現はなかり容易ではあるまい

六五

財務長官と銀
関係議員の銀
法案協議並
大統領の言明

五月八日（一九三四年）のルーズベルト大統領と上院銀ブロック議員との第三次會見後、銀法案の作成に関してモルゲンソウ財務長官と関係議員との間において、屢々會合が行はれたが、民主黨上院議員トマス氏は、財務當局の煮え切らないうちに不満を懷き、五月十日聲明書を發し、財務省は銀の使用を増かせんとする如何なる案にも邪魔するだらうと、余は信ずる故に、國民は政府が確定的計畫を実施する前に起たなければならぬと強調した。

其の曰大統領は、財務長官に對し、大統領の承認し得る銀之法の限界につき懇談を遂げた。而して財務省は、關係上院議員に對し、何時にても討議續行の用意ある旨を傳達した。

かくて翌十一日會合協議が行はれたが、右會合後傳へられるところによれば、モルゲンソウ財務長官は、銀法案は強制的でなく、飽くまで大統領に自由裁量の権限を與へるものでなければならぬといふ、以前の態度に還元しつゝある由である。而して銀ブロック議員は、目下立案中の銀法案を議會へ提出する前に、未週ルーズベルト大

統領と會見し、今一應大統領の態度を確める筈である。又此の曰ルースベルト大統領は、新聞記者に對し、今議會中は強制的銀立法に反對である旨言明した。

六六

上院銀ブロック議員と大統領の第四次會見

五月十六日（一九三四年）ルースベルト大統領と上院銀ブロック議員との第四次の會見が、ホワ

イト・ハウスにおいて行はれた。其の内容は發表を避けてゐるが大體相互の意見の一致を見たとのことである。而して此の協定により政府は政府案の起草中であるが、十八日ホワイト・ハウス當局の言明に

よれば

ルースベルト大統領は十八日夜及び十九日ポトマック河上にヨットを浮かべ週末の休養を行ふが、其の間に銀に関する特別教書が起草され、二十一日月曜の議會に發送されるところである。而して銀法案の内容は確聞するところによれば

一、銀を本位貨として認め、通貨準備の二割五分を銀を以て充當する強制的政策の宣言

二、財務省は銀が一オンス一弗二九仙に達するまで、或は銀が通貨準備の二割五分に達するまで、銀を買い上げる権限を有し及び指示を受ける

三、大統領は強制収用によつて銀を國有化する自由

権限を有す

等の諸項を含むものであるが、権威ある某筋では政府は世界のどこでも銀の買入を行ひ得るが、銀を通貨準備の二割五分に達せしむる時期には制限をつけな
いであらう

といつて居り、大統領に対してもある特定の時機毎に公開市場において銀を買入れねばならぬ義務を課さない点
は注目されてゐる。而して財務省は買上げた銀を見返り
として一オンス一帀二九仙の割で銀證券を發行し買上價
格との差は財務省の利益とする模様である。
尚ほ聞くところによれば、政府は銀保有者が買入れ當
時支拂のた値段を調査する権限を得て、政府の買上値段
と買入値段との差益に対し五割の課税を行ふ由であるが

ら、銀法案で大儲けをしやうとしてゐる銀保有者は大打
撃である。然し昨年十二月の大統領令によつて、現在政
府が一オンス六四仙五の割で買上げてゐる新産銀には影
響なく、右大統領令は依然存続される模様である。
右ルーズベルト大統領の銀法案に関する特別教書は、五
月三十一日（一九三四年）公表の豫定であつたが、二十
二日へ延期する旨三十一日發表せられた。

銀法案に関する大統領の特
別教書と其の
内容

六七

愈、五月二十二日（一九三四年）ルーズベルト大
統領は、銀法案に関する特別教書を議會に送つ
た、而して其の骨子は

- 一、銀を終局的に解決するには、全世界各國間に金並
に銀に付協定を遂げる必要あり、米國政府は既に此
の点に付隣接各國と交渉を遂げてゐるが、少くとも
米國政府の関する限り、金並に銀を其の準備貨幣價
格の基礎として相互調整する。
- 一、二割五分を限度として銀を通貨の基礎に採用する
本條項の實施は強制的とする
- 一、右發券準備に充当するため銀を買上げるに當つて
は國內銀の関する限り買上價格一オンス五〇仙を限

度とす

- 一、工業上の用途に必要ならぬ國內現存の過剩銀に対
しては、正當を補償を支拂つた上收用する権限を要
求する

- 一、貨幣銀の輸出入並に其の他の取引を統制する権限
を要求する

- 一、銀取引による利潤に対しては、少くとも五割の税
金を賦課することを提案する

であるが其の詳細は左の如くである。

通貨發行に対する金屬による準備は、事情の許す限り
急速に擴張すべきであり、通貨制度改正に際して銀を
無視すべきではない、予は議會が今會期中に通貨準備
を改正し銀二五パーセント対金七十五パーセントに達

するまで銀の使用を増加するやうな法せんことを勧告する。而して予は政府當局及び議會外の方面において金銀準備比率が上記の率に達するまで銀の購買を行ふことを勧告する。

◇
 金は今日まで我が金融通貨制度改善に長期間を要したが、着眼點を一層大にする時吾人は其一部として通貨の購買力、債務履行力を一層公平なる水準に立つて安定せしむるため事情の許す限り急速に金屬準備を擴張し躊躇せず進展すべきである。吾人は一九二九年以來の實驗により明瞭となれる如く銀の使用を増加せば金融制度を改善せしめ得る効果あることを無視すべきではない。

◇
 銀の使用に對し一般民衆が関心をもち之を増加せしめるためには議會による手段以外に二三の方策が必要である。就中國際協調が必要である。國內的には紙幣通貨の背後にある金屬準備において銀の率を増加する事である。この方針は一九三三年十二月の宣言によつて初めて闡明されたもので之によつて我が國內の銀生産は國庫に繰入れられ吾人はロンドン銀協定を実施せる最初の國となつた。故に吾人は對外為替の安定と國內通貨準備擴大の爲め銀を採用せるものである。

◇
 吾人は通貨の不整合を匡正せんとして議會が銀を通貨として使用し銀の購買を増加する権能を擴張することはこの方針を一層助長するものと信ず。政府が今日合衆

國內に存する銀を購入する際は一オンス五十セントを超過せざらん事を要す、而して政府當局は必要の際は工業的用途に使用されずして合衆國內において過剰生産となれる銀を相當の補償を與へて引取り又輸出入其他銀通貨の統制を在す権能を與へらるべきである。在る銀の賣買によつて生ずる利益に対しては少くとも五十パーセントの課税を在すべきである。



吾人は國際貿易の調整を妨害することなくして、銀を通貨準備の一部として國內保有を増加し、吾人の計畫を遂行し得る。然し國際的に金銀複本位制を永久に実施せんとするには、世界全國の協調乃至は數國の協調が必要である。何となれば世界における銀生産が過大に

して、世界各地における使用形態に種々の変化があるからである。銀を世界的に通貨準備に採用する爲めには、吾人はあらゆる機會を利用して、世界協定を締結する機會を求めらるべきであるが、結局アメリカは國內的諸利益の要求に基き、この形態を採る點において單獨に行動せざるを得なくなるであらう。



ロンドン會議の今日までの成功より見る時は、更に今後世界的協定に到達すべく努力する事は、やりがひのある所と考へられる。一八七八年我國が國際的銀協定締結のため努力を開始して以来、今日程この點において進展を在すに好條件の時は在かつた爲め、吾人は二三の隣國と本位貨幣として金銀を併用する件に關し協議

を開始した。かかる方策は、その債務履行力購買力において、單本位制より一層公平且つ安定的なる通貨制度確立に役立つものと考へられる。

六八

右教書に基く
銀買上法案

右特別教書に基き同日具体的立法手續を意味する銀買上法案が、上院外交委員長ピットマン氏によつて上院へ提出せられた。而してピットマン氏は本案の説明中、日本のことにも言及し

銀の價格を騰貴させんことは日本の為替安に対抗する方法である。然も吾々が有する唯一の対抗方法である。何故といへば世界における銀為替相場の騰貴は日本に

おける生産費を其の騰貴額だけ昂騰せしめるからである。といつた。

本法案は銀の買上権、買上價格、買上限度、買上財源、強制國有化、法定通貨たる銀貨及び銀證券の發行等を含み、其の内容は全部財務省で起草した純然たる政府案で一見可成り急進的な體裁を備へてゐるが、其の實行は大統領並に財務當局の發意及び裁量にまつ所多く従つて恣殺は依然として今後銀派と政府との接觸によつて決せられるものと解せねばならぬ點は注意を要する。而して同案は上院提出と同時に下院へも提出され、何れも銀賣買収益税規定を含む關係上一旦両院の歳入、徴收委員會へ廻附審議さるゝ筈である。

此の法案はダイス銀法案と入り替はりになるもので銀ブ
 ロック議員は既に切迫せる會期において大統領を此の程
 度まで説得し得たことに満足の意を表してゐる者が多い
 から議會では大なる困難なく通過するであらうと豫想さ
 れてゐる。同案の要綱は左の如くである。

銀買上法案要綱

- 一、貨幣保有高に含まるゝ銀の比率を増加し究極的た
 はかゝる銀保有高を貨幣價值の四分の一にまで増し
 且つこれを保持せんとすることがアメリカ合衆國の
 政策であることを宣する
- 一、財務長官は本法案により國內及び國外に於て銀塊
 の現物及び先物の買付をなす権限を附與せられる

而して之がためには合法的なる如何なる直接的債務
 硬貨又はアメリカ合衆國通貨を以てしてカ支拂ふこ
 とを得べく又財務長官が公の利益に最も適し公正な
 りと認むるところの利率時期及び條件に於て財務省
 の資金を特にこの目的に限つて充用することを得る

- 一、銀買上に當つては之を通貨價值以上の値段で買上
 ぐる事を得ず
- 一、保有銀塊の貨幣價值が通貨準備の二割五分又はそ
 れ以上に達したる場合はそれ以上銀を買上ぐること
 を得ず

- 一、オンス五十仙以上の値段を以て銀を買上ぐるこ
 とを得ず

一、大統領は自己の判断によりアメリカの貨幣價值統

制のため必要と認めたる場合は何人の所有に歸しま
たは何人が所持するに關せず行政命令を發して國
内の凡ゆる銀を造幣局へ納入する事を要求し銀を國
有化する権限を有す

一、斯くの如くして造幣局へ納入されたる銀は大統領
の決定に基き標準銀幣貨幣に鑄造するかまたは通貨
準備に加ふべし

一、銀國有化の命令に違反して退藏されたる銀は國家
之を沒收す

一、財務省は買上げたる銀に對し銀證券を發行す。而
して右證券は法定通貨とし銀幣貨幣を以て兌換さる
一、銀取引による利益に對しては五割の税金を課す
(収入印紙使用)

一、本案実施の費用として五十万兩を支出す

六九

銀買上法案に
より計算した
る銀の買上
所要數量

今本法案によつて幾何の銀買上を要するかを計
算するに、銀準備は金準備(四割)の二割五分
とする故に五月十六日金保有高

七、七五三 百万兩

を全部兌換準備に充當するとするならば銀準備は其の三
分の一

二、五八四 百万兩

701
となる。これを現在の法定價格一オンス一兩二九仙で逆
算すると銀所要數量は

と存るのである。然るに現在政府の保有してゐる銀が

六九〇百万オンス

あるから、差引

一、三一三百万オンス

の銀買入を要することゝなる

又金保有高は前記の如く七十七億五千三百萬弗あるとし

ても現に（五月十六日）兌換準備に充當してゐるのは

四五八四百万弗

であるから、此の金額を基準とし銀の準備高を計算する

と
一、五二八百万弗

あればよろしい訣で、これを法定價格一オンス一弗二九

仙で逆算すると銀所要數量は

一、一八四百万オンス

と存るのである。而して現在政府の保有してゐる銀は

六九〇百万オンス

であるからこれを差引くときは今後の買入數量は

四九四百万オンス

となる。そこで銀買入に要する金額は一オンス五〇仙と

するときには

十二億八千四百萬オンス
五九二百万弗

四億九千四百萬オンス
二四七

と存るのである。

右銀買上法案
に對する不滿
の聲

七〇

政府案たる銀買上法案に對しては、銀ブロック
議員中にはこれに満足せざる者がある。殊に法
案提出者たるピットマン氏は

銀保有者の不當利得防止のため、銀取引による収益に
對し五割の課税を撤廃する

修正案を即日提出した

又上院議員トーマス氏は銀問題に關し嘗てピットマン氏
と對立したるが今回の法案に對し

此の銀買上法案は幾何かの銀を何れかの日に何処かで
何等かの方法で取得することを提案してゐるに過ぎず
銀の地位に何等の変更を齎らすものでもない、吾々の期
待は裏切られた

と攻撃の第一聲を放った。次にルイジアナ州選出上院議
員ヒュートイ・ロング氏も上院において

本法案は銀を通貨とする法案ではなく寧ろ銀を葬つて
しまふ法案である

此の體のよい枢の中に銀法案は香料を塗られ恭しく納
められて結局何等具體的の效果は發揮出来ないのであ
る
といきまいてゐる

株式為替銀塊
市場への影響

五月二十一日のニューヨーク株式市場は大統領
 銀特別教書が期待に反して任意法を主張したか
 のであつたため、市人を失望させ株式崩落した。然し保
 守的ウォール街金融業者は大統領の教書に非常に満足
 してゐる。
 又外國為替は銀法案の無力及び當分金買上げ値段に変更
 をしとの見透しから、信用を高め弗買が起つて対日及び
 対英とも為替は弗高となつた。
 又銀塊相場はこれ亦教書内容が期待に反したため、ニ
 ュヨーク定期銀塊市場に思惑筋の手仕舞賣りが殺到した。
 然し政府筋の買出動によつてこれ等の賣物はよく消化せ
 られ相場は寧ろ比較的駛りに大引下げた。(四厘五にして
 保合)

尤も人氣は流石に大氣迷ひの状態である。目先相場昂騰
 が期待されてゐるやうではあるが、消息通の間では此の
 教書に基く銀立法は銀の定期取引を著しく阻害するであ
 らうと觀測してゐる。
 又ロンドン銀市場も此の法案の眼目だつたインフレーシ
 ョンも期待できず單に選挙に対する政治的政策だと見て
 ゐる。従つて二十二日の銀塊現物は一九片五六ニで前日と
 保合であつた。
 斯くの如く銀の騰貴が豫想されてゐたにも拘はらず、賣
 物殺到し僅かに政府の買支へによつて價格を維持してゐ
 る状態である。若し此の際政府の買支へをかりせば大暴
 落を演じたであらう。何となれば将来の値上りを考へる
 よりは一日も早く賣り放つ方が有利だからである。今こ

これを例示するときは左の如くである。
 買持価格三〇仙の銀を保有してゐる者があるとする
 これを銀買上法実施後政府に賣れば五〇仙である。
 其の利益は二〇仙であるが此の利益二〇仙の五割は課
 税されるから結局純益は一〇仙となる。然るにこれを
 今直に市場に賣り放つときは相場四五仙としても一五
 仙の利益があつて、銀買上法の施行後政府に買上げて
 もらうより五仙方利益が多いのである。
 若しこれが買持価格三五仙の場合だとすると、銀買上
 法実施後政府に賣るときは利益は七仙五であるが、今
 直に市場に賣放つときは一〇仙の利益となる故に今賣
 る方が差引二仙五方利益が多いのである。
 然し左が買持価格四五仙の場合においては、銀買上

法実施後政府に賣るときは利益は二仙五で今の市場相
 場を四五仙とすれば、今賣るより新法実施後賣る方が
 二仙五利益となる。
 斯くの如く賣るときは相場を四五仙と仮定して計算する
 ときは、買持価格四五仙以下のものは此の際市場へ賣放
 つ方利益となる。故に銀買上法案実施以前に賣物がどん
 く市場に出る所以である。今之を表示すれば左の通り
 である。

銀買持価格時期別賣却利益對照表 (一オンス)

買持価格	三〇仙	三五仙	四〇仙	四五仙
今賣るとき相場	四五	四五	四五	四五

全土相場と買持価格との差益	一五	一〇	五〇	五〇	〇
銀買上法実施後の政府買上價格	五〇	五〇	一五〇	一五〇	五〇
同上價格と買持價格の差益	〇	七五	七五	〇	五〇
右に對する五割の課税	〇	七五	七五	〇	五〇
差引純益	〇	七五	七五	〇	五〇
今賣る方の利益	五	二五	二五	〇	二五
銀買上法実施後政府に賣る方利益	五	二五	二五	〇	二五

参考として左に重要工業株相場表並に對日及對英為替相場表を掲げて置く。

重要工業株相場表

年月日	スチール株		工業株三十種平均	
	價	格	價	格
一九三三年 三月初	二四	七五	五二	五四
十二月初	四四	六二	九八	八九
一九三四年 一月初	四八	六二	〇〇	三六
二月初	五七	一一	〇〇	三六
三月初	五四	三七	〇三	一八
三月 一日	五四	三七	〇三	一八

二十六日	二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日
五 一	日 曜 日	五 二	五 一	五 一	五 〇	五 一	四 九	日 曜 日	五 一	五 二	五 二	五 三
七 五		一 二	〇 〇	一 二	二 五	五 〇	七 五		三 七	六 二	六 二	六 二
二 〇 九		二 一 一	二 〇 六	二 〇 七	二 〇 三	二 〇 八	二 〇 一		二 〇 八	二 一 三	二 一 三	二 一 七
一 〇 〇		一 〇 〇	一 九 九	一 〇 〇	一 九 九	一 〇 一	一 九 九		一 〇 一	一 〇 二	一 〇 二	一 〇 三
九 五		九 二	八 〇	五 四	三 三	〇 一	六 八		六 五	七 二	二 一	五 四
一 九 二		一 九 二	一 九 〇	一 九 一	一 八 九	一 九 二	一 九 〇		一 九 三	一 九 六	一 九 五	一 九 七

十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日
五 四	五 四	日 曜 日	五 四	五 四	五 四	五 三	五 五	五 五	日 曜 日	五 五	五 五
五 〇	三 七		〇 〇	〇 〇	七 五	二 五	〇 〇	二 五		八 七	八 七
二 二 〇	二 二 〇		二 一 八	二 一 八	二 一 一	二 一 五	二 一 二	二 一 三		二 二 六	二 二 六
一 〇 四	一 〇 四		一 〇 二	一 〇 二	一 〇 三	一 〇 一	一 〇 三	一 〇 五		一 〇 五	一 〇 五
〇 〇	二 三		七 七	四 四	二 一	五 九	八 四	〇 二		五 六	七 九
一 九 八	一 九 八		一 九 六	一 九 五	一 九 六	一 九 三	一 九 八	二 〇 〇		二 〇 一	二 〇 一

年月日
價入
格
株
指
数
價
格
株
指
数
工業株
十種平均

十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日
五一	五一	五一	五一	日 曜 日	五二	五二	五二	五二	五三	五二	日 曜 日	五一
七五	八七	六二	二五		三七	〇〇	一〇	五〇	〇〇	二五		七五
二〇	二〇	二〇	二〇		二一	二一	二一	二一	二一	二一		二〇
九	〇	九	七		二	〇	一	二	四	一		九
一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇		一〇
五	五	三	三		五	四	四	五	五	五		三
五	四	四	五		〇	九	八	六	〇	五		六
二	二	一	一		二	二	一	二	二	一		一
〇	〇	九	九		〇	〇	九	〇	〇	九		九
一	一	七	七		〇	〇	九	〇	〇	七		七

六日	五日	四日	三日	二日	一日	四月	三十一日	三十日	二十九日	二十八日	二十七日	年月日
五一	五一	五二	五二	五二	日 曜 日		五二	休	五〇	四九	四九	價 入 子 ル 株
八七	八七	二五	七五	二五			三七		七五	七五	八七	格
二	二	二	二	二			二		二	二	二	指
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇			一		〇	〇	〇	数
三	三	三	二	一			一		一	九	九	價 工 業 株 三 十 種 平 均
九	三	一	七	九			八		三	〇	七	格
五	九	九	四	六			五		一	二	六	指
一	一	一	一	一			一		一	一	一	数
九	九	九	九	九			九		九	八	八	
八	七	六	六	四			四		一	八	八	

十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
日曜	四	四	四	四	四	四	日曜	四	四	四	四	四
二	二	三	四	五	四	四	日曜	五	六	六	六	七
一	五	二	五	八	六	七	五	六	二	一	二	二
二	〇	五	〇	七	二	五	二	五	二	二	二	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	七	七	八	八	八	八	八	八	八	八	八	九
〇	二	五	〇	五	〇	五	五	八	七	六	六	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	〇
二	三	三	五	七	五	八	九	九	八	九	九	〇
二	一	九	七	一	五	二	二	九	八	八	六	六
二	八	一	一	六	一	〇	九	四	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	七	七	八	八	八	八	八	八	八	九	九	九
五	七	九	二	五	二	七	九	八	八	〇	〇	一

五月	三十日	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	年 月 日
四	日曜	四	四	五	五	五	五	五	日曜	五	五	價
六	日曜	九	九	〇	〇	一	一	二	日曜	二	二	入
二	六	一	八	一	八	二	〇	〇	五	五	二	子
二	二	二	七	二	七	五	〇	〇	〇	〇	二	格
一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	指
八	八	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	一	株
八	八	八	一	三	六	七	〇	〇	二	二	二	數
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	價
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	工
四	九	九	六	五	〇	三	九	三	六	六	六	業
九	〇	〇	〇	五	五	一	二	四	三	五	五	株
一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	三十
九	九	九	九	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	種
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	平均
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	數
七	七	七	八	八	八	八	八	八	八	九	九	
五	七	九	二	五	二	七	九	八	〇	〇	三	

平價計算						年 月 日
二日	一日	三月	二十八日	二十日	十日	一日
三〇	三〇		三〇	三〇	三〇	三九
一一	一一		〇〇	〇〇	〇〇	七五
五	五		五	五	五	四
〇〇	〇〇		〇	〇	〇	九
三七	二七		六二	三四	三	八
八	八		二	四		二
三五	三五		三五	三五	三五	三五
四六	四六		四六	四六	四四	四三
二五	二五		三五	〇〇	五〇	六二
			五	〇	〇	五

對日及對英為替相場表

平價計算
一九三四年
二月
對日為替
對英為替
金買入
銀現物公表

年 月 日										價 格	株 數	價 格	株 數	
二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	日曜日	四一	一〇〇	九一	一七五
三九	四〇	四三	四二	四二	四三	四一	四二	四二	四一	四一	一〇〇	九二	一七五	
五〇	八七	二五	二	六二	七五	八七	二五	二五	二〇	二〇	一〇〇	九二	一七五	
一六	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一六	一七	一六	一六	一〇〇	九二	一七五	
七〇	六五	七五	七	七二	七三	七七	六七	七一	六六	六六	一〇〇	九二	一七五	
九二	九三	九五	九五	九五	九五	九二	九二	九二	八一	八一	一〇〇	九二	一七五	
八六	六一	七六	一三	一七	九八	七三	八四	八四	八一	八一	一〇〇	九二	一七五	
一七	一七	一八	一八	一八	一八	一七	一七	一七	一七	一七	一〇〇	九二	一七五	
七七	七八	八二	八一	八一	八一	七六	七六	七六	七五	七五	一〇〇	九二	一七五	

二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	日曜	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	日曜
五六	四三	三七	五〇	五〇		五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五六	
五	五	五	五	五		五	五	五	五	五	五	五
一	一	一	一	一		一	一	一	一	一	一	一
$\frac{3}{4}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{8}$	$\frac{5}{4}$		$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{4}$	
三五	三五	三五	三五	三五		三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
四五	四五	四五	四五	四五		四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
五〇	一〇	二〇	一〇	五〇		三〇	〇〇	三七	七七	七七	五〇	

七月七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	四月	三十一日	三十日	二十九日	二十八日	年
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	日曜		三〇	休	三〇	三〇	對日為替
五〇	四五	三七	四二	五〇	三一			三七		二五	一八	對日為替
五	五	五	五	五	五			五		五	五	對日為替
一	一	一	一	一	一			一		一	一	對日為替
$\frac{7}{8}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{8}$	九	四			$\frac{1}{2}$		$\frac{7}{8}$	$\frac{1}{4}$	對日為替
三五	三五	三五	三五	三五	三五			三五		三五	三五	金買入
四六	四六	四六	四五	四六	四六			四五		四五	四五	銀現物公表
二五	一〇	二五	三七	一〇	〇			五〇		五〇	三七	銀現物公表

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日
三〇	日曜	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	日曜	三〇	三〇	三〇	三〇
三五		三七	三七	三七	四三	四三	三七		三七	四三	四三	四三
五		五	五	五	五	五	五		五	五	五	五
一		一	一	一	一	一	一		一	一	一	一
$\frac{30}{4}$		$\frac{3}{8}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{8}$	二	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$		二	$\frac{3}{8}$	$\frac{7}{8}$	$\frac{1}{4}$
三五		三五	三五	三五	三五	三五	三五		三五	三五	三五	三五
四四		四四	四四	四四	四五	四三	四三		四二	四二	四二	四二
六二		三七	二五	二五	一七	七五	五〇		八七	七五	七五	六二

五月一日	五月十日	五月十九日	五月十八日	五月十七日	五月十六日	五月十五日	五月十四日	五月十三日	五月十二日	五月十一日	年 月 日
三〇	三〇	日曜	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	日曜	對日為替 百元に付
三七	四三		五〇	四三	三七	三七	五〇	五〇			
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	對英為替 一磅に付
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$		$\frac{3}{8}$	$\frac{4}{8}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{3}{8}$		$\frac{1}{4}$	
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	金買入 值段
四一	四二	四三	四三	四二	四二	四三	四四	四四	四五	四五	銀現物公表 二ユ一ヨ一ク
七五	七五	三七	三〇	五〇	五〇	五〇	七五	七五			

銀買上法案に
對する經濟學
者の批評

正統派經濟學者達は既述の如く米國が巨額の銀
を買入れるとするならば、通貨インフレーションヨ
ンを招来するであらう。これはルーズベルト大統領が政
治上の理由によつて銀ブロック議員の壓迫に屈服したの
だとして、此の一擧によつて通貨不安の一要素を更に加
へられ、通貨安定國際金本位への復歸を一層混乱させる
であらうといつてゐる。

七二

年月日	對日為替 百圓に付	對英為替 一磅に付	金買入 値段	銀現物公表 ニューヨーク
十五日	三〇	五	三五	四四 ^仙 五〇
十六日	三〇	五	三五	四四〇〇
十七日	三〇	五	三五	四四八七
十八日	三〇	五	三五	四四七五
十九日	三〇	五	三五	四四〇〇
二十日	日曜日			
二十一日	三〇	五	三五	四四〇〇
二十二日	三〇	五	三五	四四〇〇
二十三日	三〇	五	三五	四四〇〇

銀買上法案
に對する専門
家の批評

専門家の間では米國が眞に巨額の銀買入を行ふ
ならば支那、インド其他諸國から銀が殺到す
るであらう、而して米國は将来其の手持銀をもちあます
に到るであらう。

然し事實買上げを行ふとしても五億乃至十億オンスの
銀を急速にあつめ得るであらうか、今これを概算するに
買上に応し得る數量は

- 米國投機者の保有高 二〇〇 百万オンス
- ロンドン投機者の保有高 二五
- インド政府の処分最高額 三五
- 上海の在銀四億オンスの内 七〇

計

三三〇

である、而して世界の銀年産額は一億六千三百萬オンス
（一九三三年）に過ぎないのである、故に買入數量の卓に
おいて無理がある、スーオンスが五〇仙の買入價格でそ
の上國內では収益五割の課税があるのでは益々困難であ
らう、假りにそれでも出来たとした處で金額に見積れば
二億四千七百萬弗乃至五億九千三百萬弗であるから米國
全体の物價を動かす程のインフレーションになるとも思
はれぬ、やつて見た處で結局銀の値段が吊上がるのみで
物價には影響せぬであらう。

米國でインフレーションをやらうと思へば銀にまっまで
もない、現在米國には金準備があまつてゐるにも拘はら
ず兌換券は決して増加してゐない、故に銀を買
上げ之を準備に充当するだけならば従来より多額の通貨

を發行し得る可能性が増加したといふだけである故にインフレーションに在るか否らぬかは依然としてルーズベルト大統領の政策次第であるといふのである。抑も政府は昨年十二月銀國際協定の批准以来銀値段の吊上げを試み其の下落を防いでゐるがそれは結局銀價の騰貴といふだけで物價には何等影響してゐない即ち左記物價指數表の通りである。

ニユーヨーク物價指數表

(一九一四年)七月を100とす (日本銀行調査)

西曆	年次	紐約物價指數		東京		倫敦		パリ	
		現物	公表相場	現物	公表相場	現物	公表相場	現物	公表相場
一九三三年	昭和八年	二月	七三・〇	二六・〇	一〇〇	一〇〇	一四二・八	九〇・八	三九〇
		十月	一〇一・六	三八・一九	一三九	一四七	一四三・五	九七・一	三八四
		十一月	一〇一・二	四二・九	一三九	一五五	一四二・一	九五・三	三八三
		十二月	一〇一・四	四三・五	一三九	一六七	一三九・六	九六・五	三八九
一九三四年	昭和九年	一月	一〇三・五	四四・八	一四二	一七〇	一三九・六	九九・二	三八八
		二月	一〇六・四	四五・三	一四六	一七四	一四一・二	九九・五	三八四
		三月	一〇五・三	四五・八	一四四	一七六	一四〇・七	九八・八	三八〇
		四月	一〇五・一	四五・一	一四四	一七三	一四〇・七	九八・八	三七八

銀買上法案に
對する財務省
側の見解

七四

今回の銀買上法案の實行が大部分大統領の自由裁量に委ねられてゐるため、インフレ派をして少なからず失望させてゐるが、五月二十三日（一九三四年）財務當局では右法案がインフレ的性質を有するものなりや否やとの新聞記者の質問に對し、

一九三二年の民主黨政策綱領が萬難を排して健全通貨を保持する旨を宣言してゐるに鑑みて、今回の銀買上法案が直接的通貨インフレを企圖してゐるとは信じられぬ、然し銀を通貨準備の一部に加へる結果、銀行

の通貨準備高が增加し之によつて信用インフレが齎らされる可能性はある。

と答へた。次で五月二十五日モルゲンソウ財務長官は、ピットマン上院外交委員長が銀取引による収益に對する五割課税の規定を削除すべしとの修正案を提出したことに鑑み、下院の歳入徴收委員會において課税規定は合法的取引には適用せず、單に投機業者にのみ影響するものであるから、投機による巨利を防止するためには是非これを維持しなければならぬとて

政府は新銀法案中に思惑取引税を存置することにつき十分関心を持つものであるが、法案が成立して、いよいよ法律として実効を持つことになつても、正當なる銀生産者の取引には右の取引税を課さないことにならう。

たゞ本税の課税対象となるものは、銀の賣買に関し政府と直接に競争的立場にたつべき思惑商の取引である。而して更にこれを説明すれば右の課税は本年（一九三四）年（五月十五日以後）に在された銀の賣買によつて得られた利潤に對する一種の利益税といふべきものである。と主張した。

又財務省顧問ハーマン・オリファン氏は五月二十三日政府の銀買上法案はよしんば複本位制又は合成本位制を意味するものであつても、米國の通貨組織を少しも変更するものでない、要するに通貨準備として銀の増加するに止まるものである。

と語つたが彼は尙ほ五月二十五日

財務省の金保有高は

七、七五八、八四七、五六八^冊

にして銀保有高は

八九二、〇九一、八八七^冊

である。と發表し、銀買上法案によつて政府は銀市場を統制せんとする如何なる投機的企てをも挫折させることが出来、銀は終局において騰貴するであらうと語つた。

銀買上法案に
對する歐洲金
本位國の態度

歐洲各國では今回の銀買上法案に關しては種々
批評が行はれてゐるが、確實なる情報によれば
フランス、オランダ等の歐洲金本位國はルースベルト大
統領が提唱せる如き銀の實驗には絶對的に反對して居り
金本位國の中央銀行當局は、長距離電話で協議の結果全
部従来通り金本位制を維持し、銀の實驗を行はないとい
ふことに意見の一致を見た。而して歐洲銀行家は一般に
米國の新銀政策を

金本位制に復歸する前の種々の經濟實驗の一つである。
と見て居り、従つて米國が金銀複本位乃至合成本位制を
基礎として列國と通貨安定をはからんとして、歐洲諸
國の協力を得ることは困難な模様である。(一九三四年
五月二十四日)

銀買上法案の
運命

元来ルースベルト大統領は、今議會中には銀問
題を決定しやうとは思つてゐなかつたが、銀
ブロック議員が今秋の總選舉に對する關係から、やかま
しく騒ぐので何とかせねばならぬことになつた。然し複
本位制を復活するか、或は金銀合成本位制を採用するか
又金本位制を復活するか等いづれにして米國單獨でや
つたのでは効力がないので、先づ國際經濟會議を開いて
之を解決したいといふ希望で元駐伊大使チマイルド氏を
歐洲に派遣した。又支那へは頭腦トラストの一員ロガ
マース教授、日本へは商務省の銀問題精通者ブラツター
氏を派遣して調査してゐるのである。而して今やロガ
マース教授は支那の調査を終へて六月上旬日本へ渡つて

ブラツクー氏と協力して日本の意向を探らうといふのである。

故に今回の銀買上法案が今議會を通過せしめことを寧ろ彼は望むてゐるのであるまいか。だから五月二十三日（一九三四年）付の米國各新聞が社説において口を揃へて此の案は全く妥協の生産物で其の本質は貨幣的でもない。ければ経済的でもない全く政治的なるものだ。（ヘラルド・トリビューン紙）

とか

大統領の教書は批評の價値をへない、それが政治的妥協のため書かれたものであることは餘りに明かだ、一見積極的に見えるがよく讀んでみると「終極において」とか「結局」とかいふ言葉をやらに使つて誤魔化して

ろろ、それにしては銀ブロッツクの極端主義者と妥協して彼等を満足させることが如何に困難なるかを示してろろ（ニューヨーク）

とか批難してはルーズベルト大統領としては始めから覺悟の前のことであらう。

然しながら米國の銀問題は單なる經濟問題でなく全く政治問題である故に、銀買上法案が銀ブロッツク議員は兎も角として一般國民の意を満たすに足らぬものであるとするならば、今秋の總選舉における重要なる問題として其の是非を争はれるに至るであらう。

大統領十五箇月間の治績

してみやう

ルーズベルト大統領が就任したる一九三三年三月四日より銀買上法案を議會に提出したる一九三四年五月二十二日に至る其の間十五箇月である。就任當時は金融恐慌の眞最中で其の沈靜に努力したが、それから七月頃までは復興計畫で人氣が湧いたが、目にはつ程の効果がなかつた。要するに千三百萬人の失業者が三百萬人減じて尚ほ千萬人が就業出来ぬといふ状態である。こんなことでは國民が承知せぬのである。

七七

此處でルーズベルト大統領が就任以來前途を待望して前進しつゝある足跡―其の治績―を検討

N.R.A実施の結果、労働者は自分の好きを組合を作り又は加入して賃銀の引上げを要求し、同盟罷業を以て事業家を脅かし、事業家は生産費の嵩高によつて商品の値上げをなすか消費減退によつて経営難に陥り、消費者は生必需品の價格騰貴に苦しみ、遂に昨冬には貧窮民救助のため巨額の支出を要するに至つた。殊に労働者の同盟罷業は屢々起りかけては静まり、静まりかけては又起る而して其の起る度に次第に大きくなる傾向がある。此はN.R.A本来の性質から来るものであるといはれてゐる。要するにN.R.Aだけでは思ふやうに景氣は回復せぬ、殊に物價は自然に放任しておいては戻つて来らうといふ迄まで上がったなら、それから如何にしてあらうとぬのである。そこで物價を是非と一八九二六年の程度ま

を引上げねばならぬ此の方法手段として遂にルーズベルト大統領は方策を轉回して通貨政策に移つた。而して第一次に新産金の海外輸出を特許し、次でこれを輸出せしめて政府に買上げを行はしめ又海外市場でも金を買入れることゝした。斯くて一九三三年九月十一日から一九三四年一月末までに金買入値段の引上を行ふこと五十九回を引上げて、物價は思ふやうに騰貴しないので遂に一九三四年二月一日から弗貨の平價を五割九〇六に切下げたのである。これぞ金買入値段は六十回引上げられたのである。然し依然として物價は騰貴しないのである。此の間ソヴェット聯邦との握手、況米經濟會議への出勤或は関稅獨裁權の要求、又は禁酒法撤廢等を行ふて通商貿易を有利に導かんと努力した。

次で一九三四年秋の總選舉を控へて銀問題が熾烈となつてきた。そこでルーズベルト大統領はロンドンにおいて後調印したる銀國際協定を批准した。而して銀の買上を行つて銀の値段吊上を試みた。それでも効果が少ないとて議員中には銀ブロックを結成し、銀の復位と買上問題を提げ、ルーズベルト大統領に肉迫した。其の中に秋の總選舉に對する關係上議員連は軍人恩給及び官吏減俸の復舊を敢てした。而してルーズベルト大統領の拒否權を覆へし彼等の威力を示した。氣を腐らした大統領は二週間の休養を西印度洋上に試みたが歸還後銀ブロック議員と數次の會見協定を経て遂に一九三四年五月二十二日銀に関する特別教書を發して銀の使用増加をはかるため通貨準備の二割五分を銀を以て

充當することとし、銀買上法案を議會に提出せしめたのである。

これがルーズベルト大統領の就任以来治績の一斑である。

(昭和九年五月二十六日)

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the word "充當" and "提出" visible in the left margin area.)



群馬県立図書館



0706659-0